

子どもオンブズ・レポート 2012

2013(平成 25)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子ども的人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子ども的人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

はじめに



「子どもの人権」を前面に立てたオンブズパーソン制度が、全国に先駆けてこの川西市で始動したのが、いまから 14 年前。そのとき小学校 1 年生だった子どもが、今年はまだ成人式を迎えたこととなります。それだけの「歴史」がここ川西市の地に刻まれてきたのです。しかし、いまこの先駆的な動きを振り返って、私たちの地域社会にこれがどこまで根を下ろしたかと考えてみると、まだまだ十分とは言い難いのが現実です。

「子どもの声」をできるかぎり拾い上げ、「子どもの話」にできるかぎり耳を傾け、そこに子どもの人権を損なうような状況が見つければ、周囲のおとなたちと協働して、問題を解決していく。その理念には誰もが賛同してくれるのですが、個々の具体的な問題にぶつかったときには、子どもの人権を守るという名目の下で当の子どもを甘やかしているのではないかと……とか、一人の子どもの主張に耳を傾けることで周囲の他の子どもやおとなたちの人権を侵すことになっているのではないかと……とか、さまざまの声が上がってきます。じっさい、こうした声にもそれぞれ、そう言わざるをえない事情や理由があるもので、それに対しては私たちも真摯に応えなければなりません。

ただ、そのうえで、一人の子どもの「最善の利益」をはかることは、ほんらい周囲の子どもたち、おとなたちの利益を守るものでもあるということを、まずは基本として押えておかなければならないと思っています。子どもの人権を守るということは、子どもの言いなりになることではなく、当の子どもの話に徹底してつきあい、その子どもの状況をしっかり把握し、そこから周囲の人々との対話を通して、子どもの「最善の利益」がどこにあるかをともに考え、それを実現していくことにあるはずで、オンブズパーソン制度はそのための一種の触媒として機能するものだと、私たちは考えています。

だからこそ、私たちはこの制度を具体的に運営するにあたって、何よりも周囲との連携と調整を重視していますし、その前提として関係者どうしの対話が必須のものと思っています。すでに 14 年を経過してきたとはいえ、その実際を見ればオンブズパーソン制度はまだ始まったばかり。ここからほんとうの「歴史」が積み上げられていかなければなりません。そのためには、これまでも増して皆さまとの対話・連携が必要となります。

そうした思いを込めて、皆さまのこれまでのご協力に感謝するとともに、あらためてこれからのお力添えを、どうぞよろしくお願いいたします。

2013 (平成 25) 年 3 月 1 日

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

目次

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度と学校	4
代表オンブズパーソン 浜田 寿美男	
川西市子どもの人権オンブズパーソン制度について	12
子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨	
オンブズパーソンの制度運営について	
個別救済までの主な流れ	
川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ	
オンブズパーソンの相談・調整活動	18
2012 年次の相談状況	
相談内容	
相談の特徴	
人と人をつなぐ「調整活動」	
調整活動の様子 - 事例紹介 -	
相談員コラム	
オンブズパーソンの調査活動	34
2012 年次の調査状況	
2012 年次に扱った調査案件のあらまし	
オンブズパーソンの広報・啓発活動	50
子どもたちへの広報・啓発	
おとなたちへの広報・啓発	
制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流	
オンブズパーソンの会議と情報公開	58
「オンブズパーソン会議」の開催状況	
個々の案件に関する「研究協議」の開催状況	
情報公開の対応	
オンブズパーソンからのメッセージ	62
日本の子ども観 ~ 「子宝」という発想	
宮島 繁成	
子どもが支援の主体者になる	
井上 寿美	
参 考	70
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
2012 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿	

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度と学校

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度と学校

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

暦を一巡りした「川西市子どもの人権オンブズパーソン」制度のいま

川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度は、子どもの権利条約の理念のもと、「すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務である」との認識に立って始まった。この条例が制定されたのが1998年12月22日であるから、干支で数えれば暦を一巡りして、すでに二巡り目に入ったことになる。筆者は一巡りを終えた一昨年にオンブズパーソンに就任し、今年で2年目、この制度の実際をまだまだ十分に把握しているとは言い難い状況なのだが、ともあれ、あらたにこの立場になって見えてきたことを、思いつくままに述べてみたい。



かつては「十年ひと昔」と言い、近頃は「五年ひと昔」というほどだから、暦の12年を超えた今から見れば、制度発足はもうずいぶんと昔のことだという気もするのだが、条例制定の時点からあらためて今を見たとき、「すべての子どもが人間として尊ばれる社会」の実現は、残念ながらまだまだ遠いと言わざるをえない。冷静に見れば、今もその制度の出発点と大きくは変わらない状況にあることを否定できない。

また全国を見渡せば、川西市のオンブズパーソン制度を皮切りに、各地に同様の条例が制定され、種々の取り組みがなされてきたし、いままさらに条例制定等の動きは広がっている。

しかし一方、現実的なところで、予算上の裏付けをもって安定した活動が行われているところは必ずしも多くないと聞く。どの自治体も財政が逼迫しているために、「子どもたちの最善の利益」を求める活動に十分な予算をあてる余裕を持っていないというのだが、はたしてほんとうにそうなのかどうか。むしろ、いまの子どもたちが置かれている現状に対して、いまだ十分な私たちで問題意識を共有できていないことの表れと見た方が正確なのかもしれない。

そのなかであって川西市のオンブズパーソン制度の場合、周囲からあれこれの逆風を受けながらではあれ、少なくともこれまでの大きな歴史の流れは維持してきた。発足当時からやや変化はあるものの、現在の人員体制は、オンブズパーソン3名（それぞれ教育学、心理学を専門とする研究者・実務家と子ども問題に関わっている弁護士）、相談員4名（非常勤嘱託で平日週4日勤務）、そのほか事務局員（行政職）1名と随時協力を得る専門員（8名登録）から構成されており、週1回行われる研究協議では、これらのスタッフが一堂に会して、受けつけた相談や申し立て、調査などについて、事例の見たて・整理を行い、対応の方針を決定する。これによって、たがいの問題意識・価値観を共有し、協働体制のもとに、問題をかかえた子どもたちや家庭、地域、学校への働きかけを積極的に行っている。

そのなかでも、子どもの相談をきっかけに、問題にかかわる種々の現場に出向いて調整活動を行うケースが増加している。オンブズパーソン制度は、そもそも「子どもの人権の侵害」の

救済とその防止、そのための必要な制度改善などを提言するものだが、子どもの人権の侵害という事態は、当然にして、子どもを困むさまざまな関係にかかわっていて、その相談・救済・防止のためには、関係する人や機関への関与・連携が不可欠である。最近の事例ではとくに学校や福祉機関、家庭や地域への連携によって、問題の調整がはからなければならないケースが目立ってきている。

ここ3年の相談傾向を見れば、子どもとの直接の相談件数が50%前後に及んでおり、基本的に子ども本人の思いを直接に聞くことをモットーとしているオンブズパーソン制度として、これは非常に嬉しいことである。しかし一方で、それだけ子どもたちが「しんどい状況」におかれている現実を反映しているわけで、この傾向を単純によいとは言えない。

韓国の京畿道(キョンギド)「児童・生徒人権条例」に触れて

筆者は、こんなことを思いながら1年目を過ごし、その年度末の3月半ば、東京で開かれた「フォーラム子どもの権利研究」の集まりに川西のオンブズとして参加した。そこでの中心テーマは、韓国の自治体における『児童・生徒人権条例』の制定と実施についてで、わが国の現況に照らして、韓国の実にダイナミックな動きに、正直言って驚いてしまった。お隣の国の話でありながら、筆者自身、この条例についてほとんど知らなかったことを告白しなければならない。

この条例は、「人権を基盤とした学校文化」と「児童・生徒の人権実現」をめざして2010年に京畿道で最初に制定され、ついで2011年には光州広域市、ソウル特別市と続いて制定され、「条例に基づく校則改正」も進められている。その内容を見ると、まことに革新的で、子どもたちを中心にその人としての権利を保障するというだけでなく、これまでの学校文化のなかで弱い立場にいた子どもたちに対して、とりわけやさしいまなざしを注いでいる。

たとえば、京畿道が『児童・生徒人権条例』を公布した際の公布文には、次のように述べられている。

我々は、いつも児童・生徒は、未来の主人公であり、正しい教育だけが我々の希望であると話してまいりました。しかしながら、我々は児童・生徒を統制・管理し、競争と抑圧の非教育的な側面を改善しないまま、学びから逃げている児童・生徒を放棄してきたことを反省しなければなりません。家庭・学校・社会、そして国家は、児童・生徒が人間として幸せな生活を営めるよう条件整備に取り組まなければなりません。その際に、学校は中心的な役割を担わなければなりません。したがって、本日、公布した京畿道児童・生徒人権条例は、幸せな学校づくりの始まりでもあります。

ここでとくに注目されるのは「競争と抑圧の非教育的な側面を改善しないまま、学びから逃げている児童・生徒を放棄してきた」ことへの反省が率直に語られていることである。公布文のこの引用部分の後には、さらに次のようにも書かれている。

社会的にマイノリティの児童・生徒、特に、学びから逃げている児童・生徒、その子たちの話に耳を傾けることによって良い教育が実現されると考えられます。一人も落伍させずに、一人の叫びにも耳を傾けることが教育の基本であり、本質であります。

わが国の学校でも、ずいぶん前から「学びからの逃走」が問題になってはきたが、この「学びから逃げている」子どもたちに対して、ここでのように積極的に「耳を傾ける」ことを提言する文章が、公のものとして出されるということは、わが国の現状ではほとんどありえないことであり、その意味でもまさに画期的と言うべきである。しかも、これは単なる謳い文句ではない。

この『児童・生徒人権条例』は、具体的には学校の校則にも必ず反映されることになっていて、身近な一例をあげれば、たとえば「児童・生徒は、服装、頭髪など容貌において自分の個性を実現する権利を有する」とし、「学校は、頭髪の長さを規制してはならない」などと明記されている。あるいは「児童・生徒は、元気で、個性ある自我の形成・発達のために過度の学習負担からまぬがれ、適切な休息をとる権利を有する」などという条項もある。韓国でこうした動きが巻き起こっている背景には、学歴社会が高じている現状のなかで、受験競争が激化し、子どもたちの生活を脅かされているというシビアな認識があると思われるのだが、とすれば、それはわが国でも同じではないか。しかし、わが国では韓国に見るこのような原則的な議論と抜本的な改革がなされる気配はほとんどどうかかわれない。それはなにゆえだろうか。

いま私たちを取り巻いている発達観

わが国で、いま「子どもの権利」として何が一番意識されているかという、どうも子どもの自己決定や意見表明の権利などでなくて、教育を受ける権利であるように見える。これもまた確かに大事な権利ではあるのだが、この権利は、ともすると子ども自身の権利としてよりも、むしろ親に向けての学力保障として重用され、その結果として、子どもたちにとっては権利というよりも、「勉強しなきゃいけない」という義務であるかのような錯覚すら生じている。これでは話がさかさまなのだが、残念ながら、これが親たちの、また子どもたち自身の実感となっている。そしてこの実感の背後には、いま私たちを包んでいる子育て観、教育観、そしてさらにその背後には私たちの生活に深く浸透した発達観があるように思われる。

いま私たちの周辺には「奇妙な発達観」がはびこっている。うすうす感じている人は少なくないはずなのだが、これがなかなか大きな声にはならない。筆者自身もあれこれ機会を見つけては発言しつつきてきたつもりだが、世の中の流れはいっこうに変わる気配がないし、むしろその勢いをさらに増しているように見える。あらためて世の中の流れから一步身を離して、このことを考えることで、子どもの自立とは何か、発達とは何か、またそこにおける子どもの相談・救済とは何なのかについて、ここであらためて議論してみたい。

筆者がここで「奇妙な発達観」というのは、簡単に言えば、次のようなことである。

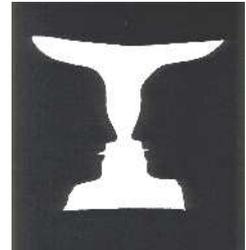
「子どもは周囲のおとなたちに守られるなかで、一人ひとりがこの社会を生きるために必要な力をいろいろ身につけて、その力の蓄積のうえで、おとなになって社会に出ていく」

このように言えば、どこが奇妙なのだ、むしろ当然のことではないかと言われるかもしれない。さらには、これはいまや子どもの権利そのものだし、問題があるとすれば、むしろこの権利が十分に保障されていないことにあるのではないか、そう言う人もいるかもしれない。

なるほど、いま多くの親たちは子どもたちを安全な保護下において、そこで学力をつけ生きる力を身につけることを望んでいる。そのようなまなざしでわが子を見、そうした生活環境、学習環境を与えることが子育てのかたちだと思い込んで、およそこのことを奇妙なことだと

思っていない。だからこそ、こうした発達観が当然のこととして一般に広がっているのだろう。しかし歴史的に見れば、いまからほんの数十年をさかのぼっただけで、このような子育て観は世の大勢を占めるどころか、むしろきわめて例外的なものであったことに気づく。

もちろん、ここに言う発達観がまったくの間違いだとまで言いたいわけではない。子どもが社会のなかで圧倒的な弱者であるかぎり、おとなによって守られなければならないことは確かだし、また誰もが、その育ちの過程で、生きていくのに必要な力を伸ばしていかなければならない事実は否定できない。しかし同じことを言っても、どこにアクセントを置くかによって、浮かび上がる<かたち>はがらりと変わるもの。ちょうどルビンの杯が、まなざしの置き方でくると図柄を変えて、向かい合う二人の横顔が見えるのと似ている。



じっさい、子どもが<おとなから守られる>というにとどまらず、<もっぱら守られるだけの存在>となったとき、あるいは<力を身につける>というにとどまらず、<もっぱら力を身につけるだけの存在>となったとき、そのアクセントの移動は、ただ同じ図柄の輪郭をはっきりさせるといっただけにとどまらず、図と地がすっかり反転してしまう。

<もっぱら守られる存在>としての子ども

子どもが被害者になる犯罪事件がマスコミで取り上げられるたびに、「子どもを守れ」という声が大きくなる、いまはそういう時代である。マスコミ報道をそのまま鵜呑みにすれば、まるで子どもに対する重大な犯罪が急激に増えているかのように聞こえるが、実際にはそのことを裏づける客観的なデータはどこにもない。子どもへの凶悪犯罪が増えているから「子どもを守れ」という声が大きくなっているというより、むしろ逆に「子どもを守る」という意識が強くなったぶん、それだけ子どもへの犯罪が大きく騒がれているといった方が正確かもしれない。それくらいいまは、子どもたちがもっぱら守られる存在になっている。そして逆説的なことに、本来の意味で守らなければならない多くの親たちが、生活のゆとりと気力を失い、身近な子どもへの虐待を繰り返す事例は激増している現実がある。

いまから50年まえ、筆者が子どもだったころ、子どもは単に守られるだけの存在ではなく、家族のなかで十分に一人の生活者であった。もちろんおとなの一人前とは言えないとしても、少なくとも子どもとしての一人前を求められていた。5つ6つの子どもが赤ちゃんをおんぶして遊んでいる姿が珍しくなかったし、小さな身体が隠れてしまうほどの大きな荷を背負って働く姿もあちこちに見られた。子どもたちは親たちから守られる存在である一方で、同時に自分より小さな弟妹を守り、また親とともにその共同の生活を担い、守る存在でもあったのである。それは人類史の全体においてむしろ普遍的なことだったし、その意味でいまの文明諸国の子どもたちのように守られる一方のあり方は、人類としてよほど例外的なのだと知っておかなければならない。

かつて子どもたちには、家族から求められ、地域から求められる自分の役割があり、仕事があった。いまはおよそ例外的に見えるこのことが、実は生き物としての人間においてはむしろ当たり前だったのである。裏返して言えば、そこに<子どもの出番>があった。子どもであれ、おとなであれ、人はそのような出番をもつことで自分の何たるかを確認し、そのことでもって始めてこの生活の世界のなかに自分の<居場所>を確保できるし、自尊の感覚を保つことができるもの。そうだとすれば、いまの子どもたちはどうなのか。

<もっぱら守られるだけの存在>というのは、ほんとに小さな赤ちゃんの時期を別にすれば、人間としてきわめて非本来的な存在様式だと言った方がよい。実のところ、いまの子どもたちの生き苦しさはそこにあるのではないかと、私は思っている。たとえば、おとなたちは子どもたちの善き行いをほめる機会はあるけれども、子どもたちがやってくれたことで、「ああ助かった」と喜ぶ機会がほとんどない。逆に言えば、子どもたちはほめられることはあっても、喜ばれることがない。思えば、それはなんととも惨めな存在様式ではないか。しかし、それがいまの親子関係の常態となっている。

人はおもしろい生き物である。二本足で歩く、道具を作り道具を使う、ことばを話す……など、人間にのみ特徴的に見られる特性がいろいろ言われるが、実はそのなかで案外に気づかれていないのが、人は<他者を喜ばせて喜ぶ>ということ。自分が利益を得て喜び以上に、人は自分のやったことで相手が喜んでくれると、それがうれしい。これはきわめて人間的なことである。ところが、守られてばかりの子どもたちは、このきわめて人間的な喜びの機会を奪われているとも言える。

<もっぱら力を身につける存在>としての子ども

では、いま子どもたちは、周囲からもっぱら守られながら、何をすることを求められているのか。端的に言えば、勉強である。

たしかに、子どもはまだこの世の中を一人でわたっていくだけの十分な力や知識を持っていないので、時間をかけて、これをじっくり一つひとつ身につけていかなければならない。そのためのシステムが学校だということなのだろう。ただ、しばらく前までは、子どもたちが生きていくのに必要な力や知識を学ぶ場として、学校はむしろ「従」で、その「主」たる場は家庭や地域であった。家庭や地域で身につける力や知識は、文字通りその生活のただなかで身につけ、身につけばそこでただちに使って、親たちから喜ばれ、またそのことによって生活のなかに根を下ろすようになっていた。その点、学校で学ぶことも、本来は、同様に生活に組み込まれることではじめて意味をもつという建前なのだが、現実にはなかなかそうはなっていない。

いま、学校で身につけることを求められる力や知識は、家庭や地域の生活から遠くかい離して、それがそのまま自分の生活のなかに使われて生かされるという実感が、子どもたちのなかにはない。むしろ多くの子どもたちにとって、それは学校のなかでテストを通して、ただ身についたかどうかを試される、そういうものでしかないように見える。たしかに系統を追って学びを段階的に積み上げ、そこに学びの世界が広がっていけば、学びそのものをそれとして楽しめる子どもも出てくるかもしれない。しかし、現実には、そうした子どもはむしろ少数でしかない。大半の子どもたちは、学びも成績につながってはじめて意味をもつと思込まれ、子どもにとっても、その親にとっても、成績の良し悪しが最大の関心事になり、最終通過点として入学試験次第で、子どもの人生が左右されかねないような強迫観念にとらわれている。残念ながら、これが現実である。

かくして子どもたちは、学校で学んで身につけたことが、自分が生きているこの現実につながっているという実感を失い、ただ成績を上げ、学歴、学校歴を高めるためだけに勉強しているかのような感覚に陥っている。学びが、このように小・中・高・大と学校制度のはしごを登る手段でしかないとすれば、それは実に空しい行為だと言わなければならない。しかもその空しい行為が子どもたちの生活を支配し、現実はその将来を左右するとすればどうであろうか。

いま世の中の大勢は、先に述べた奇妙な発達観のもとに、子どもをもっぱら守るべき存在として捉え、その子どもにひたすら力を身につけることを求めている。そうして獲得し蓄積した力が将来を生きる糧になるというわけである。しかしそのことによって、子ども時代はもっぱら将来の準備の時期となり、子どもたちは文字通り子どもの本番を生きることを奪われてきた。またそうしておとなから守られた子どもたちが、将来に向けて準備し、力を蓄積していくという発達観が、学校というシステムを介して格差社会を生み出し、いまその格差をさらに広げつつあるという現実も否定できない。

一方の極には、裕福な家族のなかでひたすら守られ、能力にも恵まれて、学ぶことの意味に迷うことなく、学校で求められる力や知識を身につけることに邁進できる子どもたちがいて、しかしもう一方の極には、子どもは守られるべきだとの社会意識にさらされつつ、経済的あるいは精神的な余裕を失った家族のなかで、放置され、虐げられ、それでいて一様に消費経済の波に飲み込まれている子どもたちがいる。そしてこの両極にわたって、多くの子どもたちが学ぶことの意味、生きることの意味を見失い、その意味を求めて、もがいている。ここまで言ってしまうと、子どもの情景をあまりに厳しく描きすぎているといわれるかもしれない。しかし多少極端であるにせよ、およそのデッサンとして大きく現実をはずしてはいないのではないかというのが、筆者の正直な思いである。

子どもたちの生活世界のありようの再考を

子どもはひたすら保護されるなかで、将来のための力を蓄え、そうして自立して社会に出るといふ発達観は、その実、大いなる錯覚でしかない。そして、この一見常識的にも見える発達観がはびこっているところに、子どもたちの「しんどい状況」が生み出され、子どもの権利が損なわれている状況が常態化している。私たちが、子どもの権利を守り、窮状にさらされた子どもたちを救済するというとき、それはこの「奇妙な発達」の保証であってはならない。そうだとすれば、私たちはいま、あらためてこの発達観の問題性を確認し、子ども観とその自立観を再考し、いまの子どもたちの生活、私たちの生活がどのようなものになっているのかを、新たな視点から捉え直していくことが求められていると言わなければならない。

いま私たちの問われているのは、教育を受ける権利が、子どもたちにとってほんとうに権利だと言えるような教育状況を作り出せるのかどうかである。子どもの人権をめぐる韓国のダイナミックな動きを眺めながら、ついついわが国の現状をぼやきたくなくなってしまうのだが、もちろんぼやいてすむ話ではない。オンブズパーソンの活動から見てくる子どもたちの状況を地域に伝え、学校に伝え、問題意識を共有化していく仕事も、オンブズの大事な仕事の一つだと考えている。

(はまだ・すみお / 奈良女子大学名誉教授)

『子どもの権利研究 21 号』から転載

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

オンブズパーソンの制度運営について

個別救済までの主な流れ

オンブズパーソン制度のしくみ

子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」の目的（第1条）

この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人ひとりの子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

オンブズパーソンの職務（条例第6条）

< 個別救済 >

子どもの人権侵害の救済に関すること。

子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

< 制度改善 >

前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第7条）

オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- ・ オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3名
法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱する。
- ・ 調査相談専門員（地方公務員法上の非常勤嘱託員：通称 相談員）：4名
オンブズパーソンのアシスタント。平日週4日勤務。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告し、相談を継続し、また調査活動にも携わるなど、日常的かつ継続的な活動に従事する。そのうち1名がチーフ相談員となり相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当する。
- ・ 調査相談専門員（地方自治法上の専門委員：通称 専門員）：8名
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動する。
- ・ 事務局（行政職）：1名
2004年度から行政職を1名減、相談員を1名増とし、より第三者性を確保した。

相談活動 (p.18)

- ・ 市内の 18 歳未満の子ども(在住・在学・在勤)のことであれば誰でも相談できる。
- ・ 電話受付は、土・日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時。そのほかの時間帯は、留守番電話・FAX・手紙で対応している。
- ・ 特徴として、制度開始当初に比べて子どもからの相談割合が多くなっている(p.19 図 -2 を参照)。初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもにも会って話を聞いている。
- ・ 子ども、親、教職員、市民が容易にアクセスできるように入口を広げ、必要ならば申立てを受け付けて調査を実施する用意のもと、相談に応じている(子どもの救済プロセスの入口)。
- ・ 相談は、主に電話、事務局、相談室「子どもオンブズくらぶ」などで行い、子どものニーズに応じて家庭訪問、地域訪問も行う。

調整活動 (p.26)

- ・ 子どもの人間関係の修復、再構築を目指し、対話を通じて人と人をつなぐ。子どもの問題解決のためには、子どもを取り巻く人間関係の変容が必要であり、オンブズパーソンが子どもにかかわりのあるおとな(教員や保護者)などに子どもの心情を代弁し、建設的な対話に努める中で、子どもの最善の利益の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係が新たに作り直されていくよう、関係者に働きかける。調整はソーシャルワーク的な側面を多く持つ。

調査活動 (p.34)

- ・ 条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権(条例第 11 条) 勧告および意見表明権(条例第 15 条 1 項 2 項) を付与している。
- ・ 市の機関に対して、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」(条例第 8 条) と義務づけ、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務(条例第 15 条 3 項) を課している。

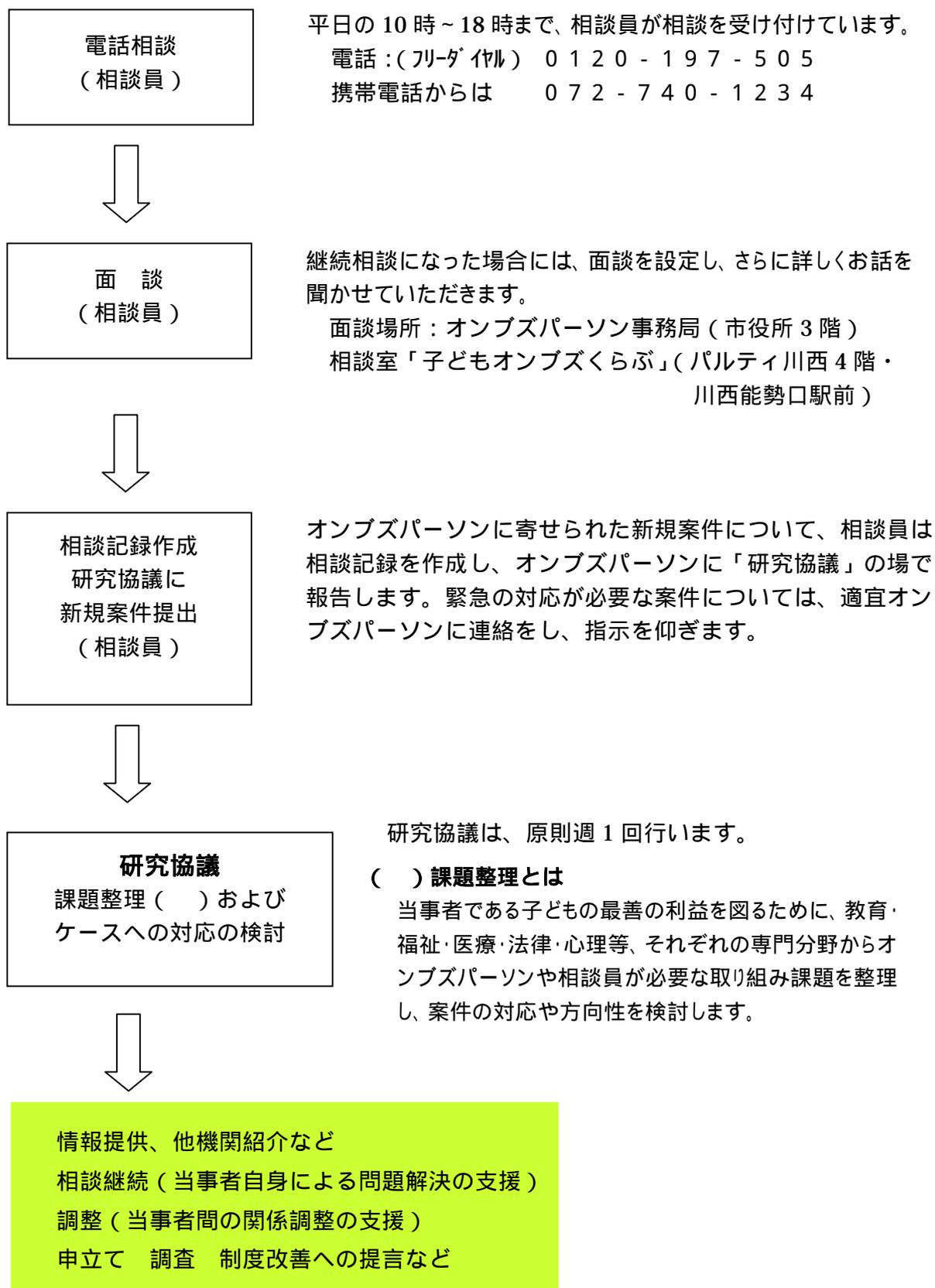
広報・啓発活動 予防的活動 (p.50)

- ・ オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(条例第 6 条 2 号) と規定している。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」(条例第 21 条) と規定している。

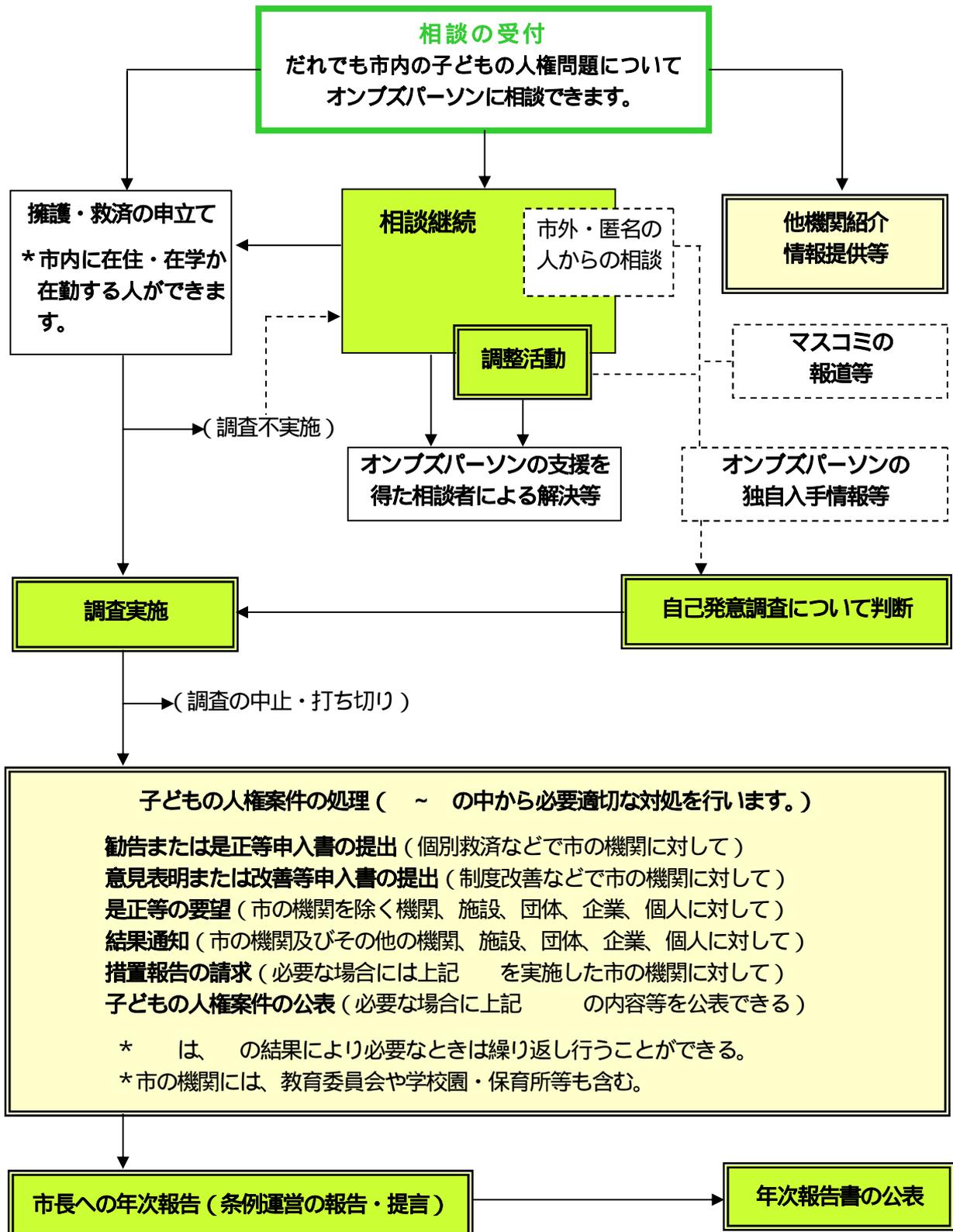
オンブズパーソン会議と研究協議 (p.58)

- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて開催する「オンブズパーソン会議」(原則公開)がある。
- ・ 「研究協議(ケース会議)」(非公開)は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた相談や申立て、調査等について話し合う。

個別救済までの主な流れ



川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



* 図中の二重線枠内は、オンブズパーソンによる対応等を示す。

オンブズパーソンの相談・調整活動

2012 年次の相談状況

相談内容

相談の特徴

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動の様子 - 事例紹介 -

相談員コラム

オンブズパーソンの相談・調整活動

2012年次の相談状況(198案件、延べ687件)

2012年次に受け付けた案件数¹は198案件で、延べ件数²は687件でした。案件数は前年次より50件増加し、延べ件数も89件増加しました。この中には、相談者に他機関等を紹介した案件、あるいは必要な情報を提供して終了した案件、また相談者の意向を踏まえて、学校・園、教育委員会、保育所、こども部等の関係機関に働きかけて調整活動を実施した案件も含まれています。

なお、申立てを受け付けて調査を実施した4案件(2011年次からの継続2案件)について、延べ153回の聞き取り調査を行いました(詳細はp.34~47「オンブズパーソンの調査活動」参照)、この調査回数は上記の案件数・延べ件数には含まれていません。

月別の相談件数 - 8月~11月に相談が急増 -

本年次、全体では8月~11月に相談が急増しました(図-1)。例年なら夏休み期間中は相談が減少する傾向ですが、本年は一学期から二学期にかけて引き続き支援を行うといった、継続的なかかわりが必要な案件が多くありました。また、内容が子どもや家族の相談だけで解決できるものではなく、複数の機関や関係者との連携が求められる調整案件が重なり、延べ案件数が増加しました。さらにこの時期には、大津市や川西市内で起こった子どもの自殺事案に関連して、いじめにかかわる相談が多く寄せられました。

図Ⅲ-1 月別相談受付件数(2012年次と2011年次)

2012年次 年間合計:198案件、延べ件数687件

2011年次 年間合計:148案件、延べ件数598件



(注)グラフ内の数字は2012年次の受付案件数および延べ件数である。

1 1人の子どもについての初回から終結までの相談を1案件とする。

2 たとえば1案件で3回の相談を受けた場合は延べ件数3件と数える。

相談者の内訳 - 教職員等その他のおとなの割合が増加 -

本年次の相談の延べ 687 件の相談者の内訳は、子どもが 217 件(31.6%)、親や祖父母など保護者が 262 件(38.1%)、教職員等³その他のおとなが 208 件(30.3%)でした(表 -1)⁴。

子どもの案件にかかわって、保護者・教職員等その他のおとなとのかかわりが大幅に増加しました。子どもの思いを聞き受けとめた上で、学校関係者に伝えに行くといった調整案件とともに、子どもや家庭のおかれた状況の厳しさから、問題解決のために一つの機関だけではなく、複数の機関や関係者と話し合いを重ねる案件が多かったことが反映しています(図 -2)。

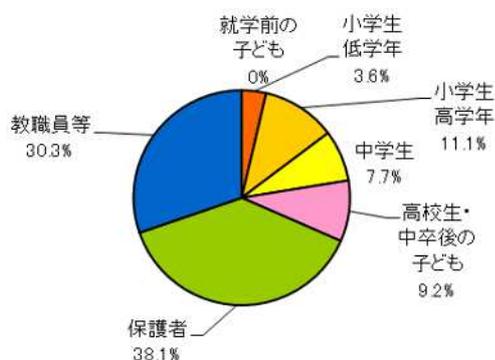
子どもとの相談件数の比率は、多い順に小学生高学年(11.1%)、高校生・中卒後の子ども(9.2%)、中学生(7.7%)、小学生低学年(3.6%)の順でした(図 -3)。



表 -1 各年次の相談件数とその内訳

年次	子ども	保護者	教職員等	合計
2001	134	382	134	650
2002	180	369	104	653
2003	135	311	79	525
2004	173	263	68	504
2005	225	289	74	588
2006	246	311	46	603
2007	246	304	52	602
2008	272	317	59	648
2009	243	219	55	517
2010	293	175	69	537
2011	262	219	117	598
2012	217	262	208	687

図Ⅲ-3 相談者の内訳(2012年次)



3 「教職員等」には、保育士、行政職員、民生委員などを含む。

4 図や表の数字は小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

相談受付の方法と場所

初回相談受付の方法は電話が多く60%以上を占めています。割合の変化を前年と比べると、来所(面談)が9.4ポイント減少し、訪問が7.8ポイント増加しています。本年次は、オンブズパーソンや相談員が出向き、学校や関係機関への訪問を行った案件が増加したことを示しています(表 -2)。

子どもとおとなで比較すると、子どもは面談での相談(来所)が多く(61.3%)、おとなは電話が多い(55.3%)という傾向がありますが、特に本年次は、おとなの訪問が増加(18.1%)しました(図 -4)。これは必要に応じて何度も学校や関係機関に足を運び、話し合いを重ねてきた結果の表れと言えます。

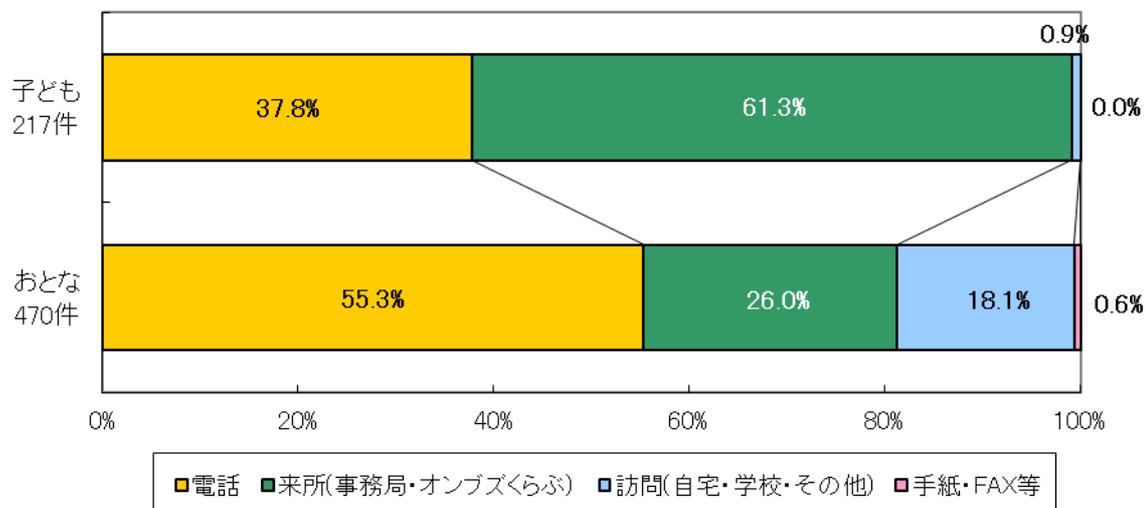
継続相談は、相談者の希望もふまえ、電話の場合と、直接出会って相談する面談の場合があります。オンブズパーソン事務局や「子どもオンブズくらぶ」(パーティ川西4階・川西能勢口駅前)で面談することもあれば、オンブズパーソンが訪問(自宅・学校・その他の公共施設など)することもあります。問題解決に向けて具体的なやりとりを重ねるために、特に子どもに対しては、オンブズの側から積極的に面談での相談を誘いかけています。

表 -2 初回相談受付の方法と場所

相談の形態	2012年次		2011年次		割合の変化 (A-B)
	案件数	%(A)	案件数	%(B)	
電話	124	62.6%	90	60.8%	+1.8
来所(事務局・オンブズくらぶ)	43	21.7%	46	31.1%	-9.4
訪問(自宅・学校・その他)	29	14.6%	10	6.8%	+7.8
手紙・FAX等	2	1.0%	2	1.4%	-0.4
計	198	100.0%	148	100.0%	

注) 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

図Ⅲ-4 相談受付の方法(2012年次)



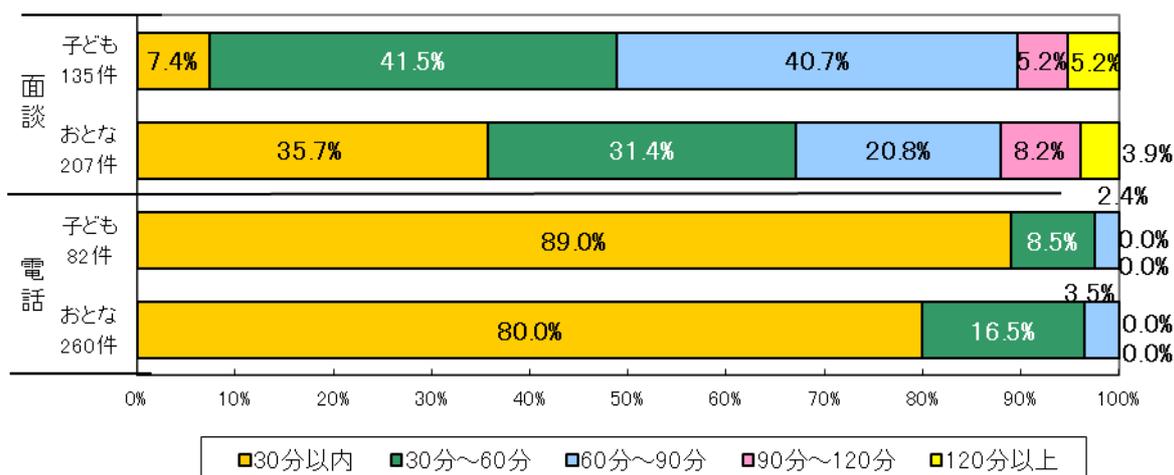
相談の所要時間と時間帯

子どもとの相談の所要時間は、おとなと比べて長時間になる傾向があります。今年子どもとの面談の所要時間の約半数が60分以上となっており、90分以上の面談が10.4%と増加しています(図 Ⅲ-5)。子どもに負担をかけないように長時間の面談は避けるものの、自分の思いや考えを表現したり、気持ちを整理したりするために、一定の時間が必要な子どもが増えています。また、子どもに付き添い、関係機関を訪問した案件も含まれています。

オンブズパーソンの相談は、子どもに日常的な居場所を提供するものではないため、そのようなニーズを持つ子どもについては、他に通える場所や参加できそうな活動を一緒に探し、情報提供を行うこともあります。

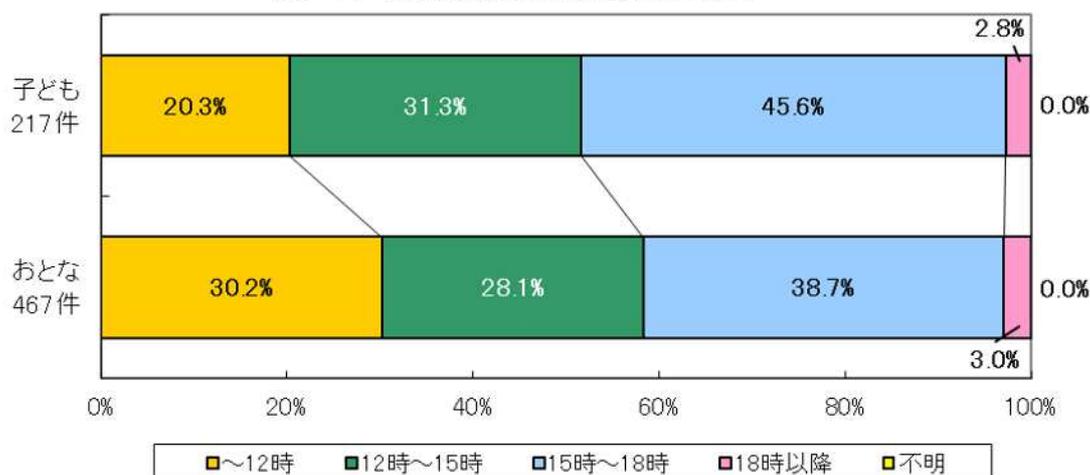
相談受付の時間帯は、おとなは15時までが58.3%、子どもは15時以降が48.4%で、それぞれの生活時間と対応しています。おとなは子どもの下校までの時間に電話で、子どもは下校してから面談で相談するという特徴があります。ただし、本年次は子どもの12～15時の相談が増加しており、これは不登校などで家に閉じこもりがちな子どもや中卒後、進路に悩む子どもが利用しているためです(図 Ⅲ-6)。

図Ⅲ-5 相談の所要時間(2012年次)



(注)手紙・FAX等は、省略。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

図Ⅲ-6 相談受付の時間帯(2012年次)



相談内容

相談内容の分類は、22 項目です。初回の相談で相談者が主として訴えている内容は、どのようなものが多いのかについてまとめました(表 -3)。ただし、ここで扱っている数字は、初回の相談内容を示すものであり、同一の相談者と継続して相談を重ねていくうちに、その重点が変わっていく場合があります。また、同一の子どもに関する相談でも、複数の相談者がいる場合には、相談者によって訴えの内容が異なることもあります(図 -7)。

子どもからの相談

案件数の多い順から、「いじめ」(16.7%)、「交友関係の悩み」(13.9%)、「不登校」「家族関係の悩み」(8.3%)、でした。

「いじめ」「交友関係の悩み」(両者は子ども本人が訴えたとおりに分類)「家族関係の悩み」など、子ども本人の人間関係にかかわる悩みが多く寄せられています。

「いじめ」の相談については、一回限りの相談で終わる場合と、継続して対応が必要な場合とがあり、後者については調整案件として長期にわたって子どもを支援し、保護者や関係機関に働きかけを行う必要がありました。「交友関係の悩み」は単発の相談が多く、話をじっくり聞いてもらったり、気持ちを整理することで、問題が深刻化せずに解決に向かう可能性高いと思われます。主訴が「いじめ」や「不登校」「家族関係の悩み」で相談に来た子どものなかには、じっくり聞いていくと、背景に複雑な家族の問題や生活基盤の弱さを抱えている場合もあり、長期のかかわりが必要となっています。

「不明」には、まず保護者から相談があり子どもが来所した案件が含まれており、初回の主訴は「不明」でしたが、面談を重ねるうちに子どもから具体的な主訴が語られる展開となったものが複数ありました。

おとなからの相談

案件数の多い順から、「いじめ」(17.3%)、「家族関係の悩み」(10.5%)、「子育ての悩み」(9.3%)、「教職員等のその他指導上の問題」(8.6%)、でした。

本年次は、おとなからの相談に「いじめ」の主訴が多くみられました。大津市や川西市で起こった子どもの自殺事案に関連して、不安を高めた保護者から、川西市内のほか市外からも相談が寄せられました。

主訴はそれぞれ違っていても、共通して浮かび上がってくるのは、複合的な困難を抱えた家族が地域で孤立し、保護者は子育てや子どもの学校生活について、将来の見通しも持てないまま、不安を高めているという構図です。そのような状況で、親子関係や学校の教職員との関係にすれ違いや緊張が生じてしまう案件が目立ちました。子どもへの直接的な支援だけでなく、家庭の生活基盤そのものをどう支えていくかという観点から、これまでに以上に関係機関との連携はもとより、専門分野(教育・福祉・保健・医療)や所管の領域(子ども・子育て・障がい・高齢者)を越えたネットワークづくりが求められています。

相談の特徴

本年次は、すべての年齢で子どもの相談よりもおとなの相談が上回り、とりわけ小学生高学年では2倍近くになりました。学校をはじめ市関係機関と話し合いを行ったものが多く含まれており、結果としておとなからの相談の比率が高くなっています(図 -8)。各年齢別に、初回相談時の主たる相談内容で多いものをあげると、それぞれ、下記にあげたような特徴があります(表 -4)。

就学前の子ども

保護者からの子育ての悩みのほかに、小学校入学を控えた子どもについて、今後の学校の対応に不安をもった保護者の相談が寄せられました。

小学生の子ども

低学年では、虐待が疑われるケースについて、子どもや保護者と面談を重ね、関係機関と連携しました。また、子どもの交友関係や先生との関係について、不安を抱えた保護者からの相談がありました。高学年では、いじめについての相談が、保護者から多く寄せられ、課題整理することで支援したり、関係機関と協力し対応しました。また、親子やきょうだいの関係について、子どもやおとなそれぞれから悩みが寄せられました。

中学生の子ども

不登校の相談は、背景に厳しい家庭状況を抱えた案件が多く、子どもや保護者からの相談を受けるとともに、関係機関との話し合いを行いました。また、生徒指導にまつわる先生とのやりとりについて、子ども本人や保護者からの相談がありました。

高校生・中卒後の子ども

中卒後、行き場に困っていたり、進路に悩んでいる子ども本人からの相談を受けました。子どもとの面談を重ねるとともに、子どもを取り巻く環境について関係機関と連携し、継続的な支援を行いました。この年代の子どもの受け皿となるような機関が少ないことが浮き彫りとなりました。また、いじめについては、主に保護者やまわりのおとなから、子どもを心配する相談が寄せられました。

問題となっている関係(表 -5)では、「子どもと保護者・家族」が最も多く(44.3%)、次いで、「子どもと学校・保育所・教職員」「子ども同士」と続いています。また、副次的に「保護者と学校・保育所・教職員」の関係が問題になっている割合が高い値を示しています。昨年に比べると、親子や家族の关系到しんどさを抱えている案件が増えています。また、子ども・保護者と学校・教職員とが対立関係になりやすく、その間の調整を求められる案件が多くありました。

図Ⅲ-8 子どもの学齢分布(2012年次)

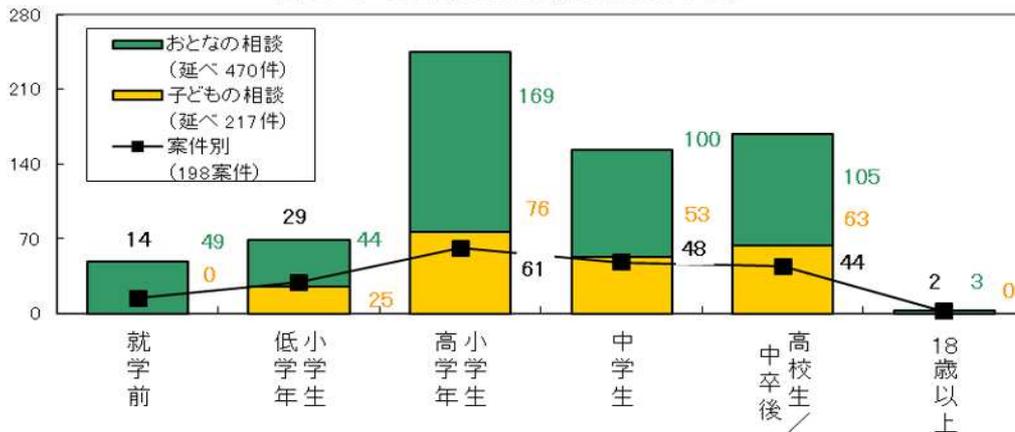


表 -4 学齢別の主たる相談内容(2012年次)

	相談内容(件数)
就学前 (14案件)	・子育ての悩み (3案件) ・保育士等のその他指導上の問題 (2案件) ・学校・保育所の対応の問題 (2案件)
小学生 低学年 (29案件)	・家庭内虐待 (9案件) ・交友関係の悩み (5案件)
小学生 高学年 (61案件)	・いじめ (16案件) ・家族関係の悩み (7案件) ・子どもの福祉的処遇 (7案件)
中学生 (48案件)	・不登校 (9案件) ・いじめ (6案件) ・教職員等の暴言や威嚇 (5案件) ・教職員等のその他指導上の問題 (5案件) ・家族関係の悩み (5案件)
高校生/ 中卒後 (46案件)	・進路問題 (10案件) ・いじめ (9案件) ・家族関係の悩み (6案件)

(注)各学齢で、案件数の多いものをあげた。

表 -5 問題となっている関係 (2012年次)

関係性	主たる関係	副次的関係	合計
子ども同士の関係	127 18.5%	18 3.3%	145 11.7%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	141 20.5%	75 13.6%	216 17.4%
子どもと保護者・家族の関係	304 44.3%	127 23.0%	431 34.8%
子どもと行政機関との関係	4 0.6%	90 16.3%	94 7.6%
子どもとその他のおとなとの関係	5 0.7%	10 1.8%	15 1.2%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	75 10.9%	145 26.2%	220 17.7%
保護者と行政機関との関係	13 1.9%	57 10.3%	70 5.6%
保護者同士の関係	2 0.3%	4 0.7%	6 0.5%
子どもをめぐる家族の関係	9 1.3%	23 4.2%	32 2.6%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	3 0.4%	4 0.7%	7 0.6%
その他	4 0.6%	-	4 0.3%
合計	687 100.0%	553 100.0%	1240 100.0%

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、子どもの最善の利益を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する相談者以外の人々（教員や保護者など）に直接出会って、子どもの代弁（アドボカシー）に努め、相談者や当該の子どもが関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。

オンブズパーソンが「橋渡し役」として、相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。オンブズパーソンが関係機関から一定の独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、以下のような取り組みを進めていきます。

- ✧ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ✧ 学校や教育委員会、市の子ども施策や福祉施策の所管など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもとまわりのおとなや、まわりのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っている状況があります。子どもにかかわる周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが、子どもを支援するために重要です。関係調整が一定の段階に達した時には、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を設け、双方がお互いの考えや思いを聞くことにより、相互理解が生まれ、問題の打開が図られていくことがあります。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

調整活動の様子 - 事例紹介 -

オンブズパーソンは、どのように調整活動に取り組んでいるのか、本年次の事例に基づいて紹介します（事例の内容は、個人情報保護の観点から一部加工しています）。

【関係機関の調整を行いながら、子どもの支援ネットワークを構築していったケース】

居宅介護支援事業所のケアマネージャーよりオンブズに、「認知症で在宅介護となっている老夫婦の所に、最近母が亡くなり戻ってきた16歳のAさんがいる。Aさんは先の見通しが全く見えず、どの社会資源にもつながっていない状態だが、どこに相談したらいいのか」との問い合わせがあった。そこでまず、実際にAさんに会って話を聞いてから関係機関を紹介したい旨伝えた。ケアマネージャーからの相談を受けてしばらくして、Aさんと未成年後見人である親戚のBさんがオンブズに相談に訪れた。

Aさんは中学校を卒業した後、母の事情で急に他県に引っ越し、進学が閉ざされ働いていたが、母の急死により、祖父母宅に戻って来ていた。母子家庭であったAさんが頼れる存在はそれまで疎遠だった親戚のBさんのみ。しかし、Bさんは遠くに住んでおり、月1回ほど祖父母の様子を見に帰って来る際に、Aさん関連の手続きなどをするので手いっぱいだった。Aさんの進路について心配するBさんは、身近なところでAさんを支え、今後についてAさんと一緒に考えてくれる存在を求めている。同居する祖父母は認知症を発症していたが、頑なに介護サービス利用を拒否し、ケアマネージャーの月1回の訪問を受けているくらい。Aさんが祖父母の面倒をみている面もあった。ケアマネージャーもまた、祖父母がいつまで自力で生活できるのか、何かの際に、Aさんへの負担が大きくなるのではないかと心配していた。

Aさんの願いは、一度閉ざされた高校進学をすること。なるべく早く高卒資格を得て働くこと。そのためにも高校進学に向けて情報収集し、また関連費用を捻出するため、早くバイトを始めること。困っていることは、認知症であることを否認し、感情的に揺れ動く祖父母と付き合いながら暮らしていくこと。

オンブズでは、いったいどの機関がAさんの支援を中心的に担っていくのか協議を重ねた。まずは**子ども支援機関と高齢者支援機関の双方が当該家庭を支援する上で情報共有し連携していくことが必要であると考え、関係機関との度重なるケース会議を開催し、情報共有や役割分担を行った。**家庭基盤の脆弱なAさんだったが、その生活を支援する機関と就学支援をする機関の網の目から、義務教育終了後のAさんは抜け落ちやすく、また多忙を極める担当機関同士の連携が難しくなっていたので、子ども支援サイドの関係機関とAさん・Bさんを交えての話し合いの場を取り持った。その中で、**義務教育課程終了後のどこにもつながっていない子どもへの支援体制の薄さを痛感することが幾度とあった。**

並行して、Aさんの生活の見通し、進路の見通しについて相談員・事務局員と一緒に情報収集しながら、**Aさんが軌道修正を重ねつつ、前向きに希望をもって自身の将来像を描き、その方向に進んでいくお手伝いを行った。**また、Aさんの思いをBさんや関係機関に伝える場を設定し、オンブズが立ちあうこともあった。

だいぶAさんの見通しが立ってきたところで、生活を継続して支える機関ということで、子育て・家庭支援課へのAさんの顔合わせ、及びケースの引き継ぎを行い、オンブズと子育て・家庭支援課、また祖父母支援を担当する居宅介護支援事業所が連携しながらAさんを見守っていくことを確認した。

進路及び生活の当面の見通しが立ち、バイトも決まったAさんはめきめきとたくましくなり、大変なことも多い状況下で勉強に仕事に頑張っている。このケースを通し、**子ども支援機関と高齢者支援機関とをつないだり、子ども支援機関同士をつなぐ役目をオンブズが担い、当初難しかったAさんと同居する祖父母の双方を支えるネットワークが構築されていった。**その支援の網に支えられ、Aさんが自立に向けて歩を進めて行くこととなった。

【子どもと親の間で関係調整を行った事例】

小学生の子どもをもつ母親から電話での相談があった。切羽詰った声で、「うちの子もCには発達の問題があって、もうどうにもやっていけない。自分の手にはおえないので今すぐにも施設に預けたい」「他の相談機関に相談したが、打つ手がないといわれた」という。お話を一通り聞いた後、「直接相談に来ませんか」と面談にお誘いした。一週間後に面談に来られた母親の話によれば、Cさんが大変で、悪い所ばかり目につき、怒ってCさんを否定するようなことを言うてしまう。後から自己嫌悪に陥ってつらく、「こんな状況では子どもも自分と一緒にいない方が幸せではないのか」とまで思い詰められていた。相談員は、母親の話をしっかり聞き、思いを受け止めたくうで、ぜひCさんにも会いたいと伝えた。

母親に促されてオンブズにやってきてくれたさんCは、たしかに母親のこのような特徴もあったけれど、ゆっくり話を聞いてみれば、むしろものごとをじっくり考えるタイプの子もだった。学校のことや家族のこと、それに自分が苦手なところもしっかり捉えていて、日常の中で「ちょっと困っているな」と思っていることを話してくれた。そして母親のことはとても信頼していて、自分のことを一番わかってくれる存在であるという。ただ、口下手なCさんはそのことを母親に言葉にして伝えることができなかったのである。

Cさんと母親とは思いがすれ違って、うまくコミュニケーションができておらず、そこから互いの関係がしんどい状況になっている。そう捉えたオンブズでは、親子の間の関係調整をするため、まずはCさんの思いを母親に伝えることが必要だと考えた。

そこでCさんに、「お母さんにCさんの思いを伝えていいかな」と確認したところ、快く了解してくれたので、Cさんの家族への思いを母親に伝えた。Cさんの思いを聞いた母親は、とてもびっくりされ「そんなふうにあの子が思ってるとは思わなかった」と涙された。それ以降、母親の子どもへの見方がかわり、Cさんのことを肯定的にとらえることが多くなった。母親は少しずつ明るく元気になり、面談を数回重ねた後には「何とかやっていけそう」と話され、Cさんも「もう困っていることはなくなった」ということで終結となった。

【関係機関と子ども理解を共有し環境調整を行った事例】

中学生のDさんは、学校で同級生とトラブルになったり、嫌がらせを受けることが続き、学校に行きたくないと思うようになっていた。Dさんの様子を心配した保護者から、オンブズに相談があり、Dさんとの面談につながった。

相談員は、Dさんとのやりとりの中で、どうすれば今よりも安心して学校生活を送れるようになるか、嫌なことをされた時に自分なりにどう対処していくかを一緒に考えた。しかし、トラブルや嫌がらせが続く中で、Dさんは不登校の状態となり、保護者も先の見通しがつかない中で、将来への不安を高めていった。

その後、Dさんは「適応指導教室」(学校に通いにくい小中学生を対象とした市の施設)につながったが、生活リズムが安定せず、しばしば休みがちであった。オンブズとしては、長期的にはDさんと学校の関係改善を念頭に置きつつも、まずはDさんが家庭以外の場で安定した人間関係をつくり、同年代の子どもとの関わりの中でさまざまな体験を積み重ねられる環境づくりが大切であると考えた。そこで、Dさんの了解を得て、「適応指導教室」の職員とオンブズがDさんについての理解を共有する機会を設定し、その後も引き続き連絡を取り合っ、Dさんが「適応指導教室」に通いながら安定した生活ができるよう環境調整に取り組んだ。

「助けて」と言い合える関係

先日、近隣市での人権フォーラムに招かれ、いじめ問題にかかわって、川西市のオンブズパーソンの活動について話をさせていただく機会がありました。ひととおり話し終えたところで、司会の方から「子どもにどんな力を積み上げてほしいですか？」という質問を受けました。改めて「子どもにどんな力を？」と問われると、なかなか難しいなと思います。ただ、私自身がオンブズでの活動を通して、本当に大切だと実感するようになったことがあります。

それは、困った時、誰かに助けを求めることができるかということです。子どもであれ、おとなであれ、人は生きていく上で、いろいろなトラブルや困難にぶつかります。時には、自分の努力だけではどうしようもなく、先が見えなくなることもあります。一人で悩みを抱え込んでいると、どんどん苦しくなって、まるで世界で一人ぼっちにされているような不安におそわれるかもしれません。しかし、誰かに「助けて」と言えることで、一緒に考えてくれる人が現れたり、自分は一人ぼっちじゃないんだと実感できると、元気がわいてくるし、解決の糸口を見つけ出せることがあります。

誰でも得意なこと、苦手なことがあるのは当たり前だし、困っている人がいれば手助けすることも、自分が困っていれば誰かに助けてもらうことも、生きていくうえでは当たり前であるはずですが。しかし、私たちの社会では、一人でできることの大切さを強調するあまり、周囲に助けを求めること自体が、勇気のいること、恥ずかしいことであ

るかのような雰囲気がつくられているように思います。勇気を出して相談しても、話を聞いてもらえなかったり、努力が足りないなどと言われたりすると、傷つきます。わかってもらえなかったらどうしようと考えはじめると、相談することもためらってしまいます。

この人ならきっと気持ちをわかってくれる、話を聞いてくれる、一緒に考えてくれる。お互いの信頼関係が根っこにあることで、人は安心して「助けて」と言えるのだと思います。また、助けを求められた側にも、相手の話をじっくり聞き、一緒に考えられるだけの時間的、精神的なゆとりが必要だといえます。

このように考えると、大切なのは、学校、職場、家庭、地域で、お互いに「助けて」と言い合える人間関係をどのように築いていくのか、そのためにも、私たち一人ひとりがゆとりをもって暮らせる環境をどのようにつくっていくのかということなのだと思います。自分でできることは自分です。できないことは堂々と人に助けてもらう。とてもシンプルで、とても難しいことです。それでも、おとなが日々の生活の中で「できないことは恥ずかしいことではない」「助けを求めればきっと誰かが助けてくれる」と、実感をもって、胸をはって子どもに示すことができれば、「助けて」と言い合える関係づくりへの大きな一歩になると思います。

相談員 渡邊 充佳



原点に立ち還る

何だかみんな忙しい。パッとワンタッチしたら、サッといろんなことが出来てしまう便利な世の中。あっという間に仕事が片付いて、物事が進んでいくスピード感。「効率性」という言葉が流行るご時世に、縁あってオンブズの相談員になり早3年半。長かったような短かったような...

当初、1つのケースにじっくりと多面的視点を持ちより検討し、「子どもの最善の利益」を追求するオンブズワークに驚き感動したことを覚えている。超多忙を極めどんなところにも効率性が求められる世の中に、元々少なからず違和感をもっていた私にとって画期的なものだった。

実際に働き始めてみるとケースに追われる日々も多く、オンブズチームの負担軽減について話し合うこともある。相談者が不利益を被らないようチームとしてどこを省くか、どこは丁寧さを欠いてはならないか...。その中から当面の対処策として、記録のスリム化等を含む事務的仕事の簡略化を試みたりもする。大切にすることは、オンブズ設立当時から変わらない「子どもの最善の利益」を追求すること。ケースはしっかりとチームで共有し、チェック＆バランスを怠らないこと。多面的視点で検討、対応すること。

オンブズチームでは、理想的と思われたじっくりと子どもの声を聞き、丁寧に社会に伝えていくオンブズワークはケース数が増えても忙しさが増してもブレることはない。それは、チーム全員が何を大切にするか共通認識の下に協働しているからであり、その原点に「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」という法的根拠があるからである。加えて、オンブズチーム関係者による陰に日向にのサポートが

あってこそ、現オンブズチームが役割を何とか果たしていけているのだと感謝している。

とある日、学校や外に出なくても家でくつろいでいると安心して特に困っていることはないと話すと話すAさんと相談室(オンブズくらぶ)と一緒にゲームをしながらおしゃべり。家族のこと、学校でのこと、友達のこと、将来のこと...。日数をかけて会いながらAさんのペースで話を聞かせてもらう。保護者の話を聞いている別の相談員やオンブズチームで話を共有し、Aさんにとっての最善の利益とは何かをAさんの話を中心に検討する。「次はこの話をもう少し聞いてみよう」「こんな提案してみるのもいいね...」など互いに意見を出し合う。

また別の日、家族関係やその都合で中々進路の見通しが立ちにくいBさんの関係機関への問い合わせに付き添う。その情報を次はBさんと家族、関係機関と共有し、Bさんにとっての最善の利益について検討する。どこが関係する機関なのか、どのタイミングで誰に話をしていくか、Bさんとの面談のつど、オンブズチームで検討しながら進めていった。

多忙化が進むと、ともすると目の前の仕事に追われ、本来大切にされるべき当事者の声に耳を傾けチームで話し合い協働する余裕が失われてしまう。倒れるまで熱血に、完璧さや効率性を目指して働く必要はない。自分のためにもみんなのためにもそれはすべきではない(大切な自分も、誰かも、倒れてしまっては悲しいし意味がないから...)。あまりに多忙なときは省ける部分を勇気をもって省くことも必要となる。しかし、そのために本来大切にすべきところをあきらめたりしてはいけない。そのところを、原点に立ち還って、しっかりチームで見極めていきたいと思う。「子どもの最善の利益」のために。そして、一人ひとりにとって生きやすい世の中のために...。相談員 村上 裕子

「そんなところらんと 中はいい」

オンブズパーソンの相談員になって、いろんな子どもに出会い、一緒に遊んだりおしゃべりをする中で、自分の子ども時代を思い出すことが多くありました。その中からエピソードを一つ。

私の両親は共働きだったので、私は小学校入学と同時に一人で留守番をしなければならなくなりました。当時の私の放課後の流れは、まず留守家庭児童会（川西では、「留守家庭児童育成クラブ」とよばれています）に「ただいまー」と帰って、宿題をしたりおやつを食べたり、運動場で友達と遊んで過ごします。その留守家庭児童会から、家に帰るのがいつも夕方の5時、家に着くのは5時15分ぐらいだったように思います。家に帰ると自分で鍵を開けて中に入り、そこから一人で留守番です。この一人で留守番の時間が小学校一年生の私には一日の中で一番きつい時間でした。おとなになってみると「留守番なんてたいしたことない」「一人でいられて自由でいいじゃない」と思えるのですが、一年生の私にはとてもそうは思えませんでした。誰もいないはずなのに、ちょっと物音がしたら「二階に誰かいるんじゃないか」と不安になって、でもそれを見に行く勇気がなくて、いつもテレビのある一階のリビングでじっと時間が過ぎるのを待っていました。おもしろいテレビ番組があるといいのですが、いつも必ずあるとは限りません。それでも、6時まではにぎやかな番組が多くて、なんとか気が紛れていました。それが6時になった途端、どのチャンネルもいっせいにニュースを始めるのです。子どもにとってニュースの退屈なことといったらありません。単調で静かなトーンのニュースが始まると、一人の不安がぐんぐん押し寄せて、今にも泣きたい気持ちになってしまいます。家の中に一人でいることがどうしてもなく落ち着きません。それでも私は、初めの頃、一人で何とか留守番をしていました。

ある日、母が約束の6時半を過ぎて、もうすぐ7時になるうとしているのに帰らないことがありまし

た。私は不安で、前の通りまで出て、母の車を待ちました。しばらく待ってみても、母の車はなかなか見えません。そうしている間に私は、少しずつ母が帰ってくる方向に行きつ戻りつしながら歩き出しました。何かあてがあったのではなく、いてもたってもいられず歩きだしたように思います。しばらく歩いたところに、小さな駄菓子屋さんがありました。その駄菓子屋さんがあることは以前から知っていましたが、その日まで一度も入ったことがありませんでした。心細い気持ちで歩いていた私は、駄菓子屋さんの灯りの隅っこで立ち止まって母の車を待つことにしました。しばらくそこに立っていたと思います。そうやって店の軒先に立っていた私に、その店のおばちゃんが後ろから突然「そんなところらんと 中はいい」と声をかけてくれたのです。私は予想もしないことばにびっくりして、うれしくて、なんだかほっとして、戸惑いながら駄菓子屋に入りました。もしかしたら半べそだったかもしれません。おばちゃんの店番用のイスの横に小さな丸イスを置いてもらって、そこでおばちゃんとおしゃべりをしました。さっきまでの一人ぼっちの不安がスーッと消えてなくなっていくのが自分でわかりました。誰かがそばにいてくれることがこんなにも安心だなんて。

それから私はおばちゃんと仲良くなって、一人の留守番が耐えられなくなったら、よくおばちゃんの横の小さな丸イスにお世話になりました。それまで話をしたこともなかったおばちゃんと、私は学校のことや友達のことなどいっぱいおしゃべりをしました。

あのとき私を店に招き入れてくれたおばちゃん。いま振り返ると、あのおばちゃん存在は、私にとってとても大きなものでした。一人でどうしようもないときに、そっと手を出してくれる人がいる。この出来事は、そんな人への安心感を私に与えてくれたように思います。自分の子どもの頃のことを思い出しながら、いま子ども時代を過ごしている人たちにも、こんな出会いがたくさんあればいいなと感じています。

相談員 平野 裕子

東北のこと

わたしは、もともと九州出身なのだが、おとなになってから3年間青森で暮らしたことがある。好奇心旺盛で、よくばりなので、なるべく人生はいろんな場所で過ごしてみたいと思っていた。青森に住む知人の先輩を訪ねた時のことも、妙に心に残っていた。新宿から夜行バスに乗り、目覚めたら一面に雪景色が見えた。朝の光に輝いて、とても美しかった。あと、ひなびた駅前温泉で、知らないおばあちゃんが「よくきた」と背中を流してくれた。なんだか懐かしい感じがした。

しかし、実際に暮らしてみると、考えは甘く、生活の厳しさは圧倒的だった。街育ちだったせい、九州の温暖な気候に慣れているせい、環境が激変し、心身ともに大パニックだったと思う。最寄りの駅には自家用車かタクシーでしか行けない、電車は一時間に一本あるかどうか。スーパーやコンビニは歩いて30分かかったし、大きな買い物は隣のジャスコへ車で1時間かかった。車がないと生活できない。さらに、冬は大変である。スタッドレス・タイヤという雪道専用のタイヤがなくては走れない。タイヤを装着しても、凍結した道は、かなりの運転テクニックがないと、スリップが恐ろしくて緊張の連続だった。それに雪が降れば、車を出すために、雪かきをし、帰ってきて車を入れるために雪かきをする。大雪のときは、どこまでやっても雪が減らなくて、途方に暮れた。仕事時間はいつもと変わらないので、早起きして雪かきする分だけ寝不足でフラフラだった。あまりの寒さに、厚着して、暖をとっても、自分の体温がなかなか上がらなくて、びっくりした。

みんな、本当に、よくこんな生活してんだな。

同じ日本で、ここまで違うのか。もう、九州に帰りたいよ〜っと、だいぶ後悔した。でも、この土地が嫌いにはならなかった。むしろ今は、大切だって気持ちがじんわりこみあげてくる。手がかかるけど、かわいかった子どもを思い出すときのような。なぜそうなったのかは、いろんな理由があるけれど。

大きなひとつに、子どもにかかわる仕事を経験させてもらったこと。ある現場では、長い間自宅にひきこもっていた中学生をしばらく家庭訪問していた。ある大雪の日、行くかどうかだいぶ迷ったけど、ノロノロ運転でなんとかたどり着いた。すると、そこのお母さんは、こんな日も来るだろうかと玄関前を雪かきしてくれていた。ああ、しかし、あの時は迷ったけれど、本当に行ってよかったと思った。

お母さんひとりで、子どもたちを必死に育て、経済的にも厳しい家庭だった。その冬は灯油やガソリンが値上がりし、追い打ちをかけていた。高校進学を希望していたが、そもそもバスで通学できる公立高校は少なく、登校日数の少ない子どもに選択肢は皆無だった。ある高校の定時制に受からなくては、進学をあきらめなくてはいけない。かといって中卒での仕事もほとんどない。迫ってくる受験に母も子も押しつぶされそうだった。私は圧倒的な現実の厳しさに、なにができるのだろうと無力さばかり募っていた。しかし子どもも母もふんばり、合格。卒業式での凜とした子どもの姿、母の笑顔はとても素敵だった。

一昨年の大震災を思うと、現地に暮らす人々のご苦労は、はかりしれない。短い期間でも東北に触れたものとして、さらにつながりを強めたいと願っている。

チーフ相談員 新林 智子

オンブズパーソンの調査活動

2012 年次の調査状況

2012 年次に扱った調査案件のあらまし

オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「人権の擁護・救済の申立て」を受けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合があります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第6条各号（p.12 参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告及び意見表明権（条例第15条1項、同条2項）を付与しており、市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第8条2項）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第15条3項）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第17条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動は行われます。調査では、主に聞き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

「勧告」または「是正等申入れ」（第15条1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めること。それを書面のみに行うのが「是正等申入れ」。

「意見表明」または「改善等申入れ」（第15条2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めること。それを書面のみに行うのが「改善等申入れ」。

「要望」（第16条1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

「結果通知」（第16条2項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書面にて行う。

「公表」（第18条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を記者クラブ等で公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

2012年次の調査状況（4案件、延べ153回の調査を実施）

申立てによる調査

本年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第10条2項）を2件受け付けました。審査の結果、2件とも調査を実施しました。うち一件は調査を打ち切り、もう一件は調査継続中であり、2013年に持ち越されることとなりました。また、2011年次からの継続で調査を実施した案件が、2件ありました。

したがって、調査案件は4案件で、延べ153回の調査（主に聞き取り調査）を実施しました。

条例上の対処

以上の4案件のうち、2案件について条例上の対処を行い、1案件については条例上の対処を行いませんでした。残りの1案件は、2013年次に調査を継続する案件です。

2012年次に扱った調査案件のあらまし

本年次に扱った4案件について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

2011年申立第1号案件

本件概要	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校の対応、および小中連携の困難に関する申立て
申立人	保護者
申立て趣旨	<p>過去に小学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐって、学校側は申立人（当該子どもの保護者）の要請を受け、被害を受けた当該子ども（特別支援学級在籍）と加害を与えたとされる児童A（当該子どもより一学年上で普通学級在籍）が、学内で接触しないようにするという対応を行ってきた。申立人は、児童A卒業後に当該子どもが中学校に進んだ後の対応を懸念していたところ、児童Aが中学入学を機に特別支援学級へ入級申請したとの連絡を受け、当該子どもも中学で引き続き特別支援学級在籍を希望しているため、安心して学校生活を送れるのか危機感を強めた。</p> <p>申立人は、小学校を通じ、児童Aの保護者（以下、保護者B）に対して働きかけたが明確な回答は得られなかった。また、中学校及び市教育委員会（以下、市教委）との話し合いを要望したが、中学校からは、市教委を通じて、現時点で1年後の対応を話し合うのは難しいとする回答が伝えられた。申立人は、市教委に対し、小学校と中学校をつないで相談に応じてもらえると思っていたが、最終的には当事者間で話し合うよう告げられ、深く失望していた。</p> <p>申立人は、当事者間で解決することが困難なため、関係機関に交渉してきたが、以上の経緯により行き詰った状況に置かれ、さらに不安を強めていた。</p>
調査の結果	<p>オンブズパーソンは、当該子ども、申立人（保護者）、当該学校関係者からの聞き取り調査を69回実施した。調査の結果、本件の概要を次のとおり把握した。</p> <p>過去の事件について、小学校による子ども同士を分離するという対応は、根本的な解決方法にならず、子ども同士が安心して育ち学ぶ関係を回復することを阻んできたこと。</p> <p>この事件について、小学校の要請を受け、市教委が支援を行っていたものの、中長期的な解決方法について検討されていなかったこと、また、市教委内部の連携が不足していたこと。</p> <p>子どもたちの中学入学にあたり、今後の問題として、小学校・中学校・市教委が協力して対応することが難しかったこと。</p> <p>上記に加え、本件の背景には現在の社会・教育状況にひそむ問題として、特別支援教育の理念と実践にズレが生じていると懸念されること、障害の</p>

	程度に関わらず、障害のある子どもの「意見表明権」（子どもの権利条約第12条）の確保が求められること、が確認された。
条例上の 対処	本件は、市教委をはじめ学校関係者において、当該子どもや家庭に与えた影響を認識し、今後の教育実践に活かしていくこと、再発防止に努めることが必要と判断した。また引き続き、子どもたちが学校生活を安心して送ることができるよう、保護者対応を含め、中学校が十分に対応するため、市教委に対し支援を要請し、意見表明（2012年3月22日付）を行った。
対処後の 経過	市教委から提出された措置報告（2012年5月21日付）では、市教委指導主事の学校訪問や学校長への聞き取りにおいて、当該子どもが中学入学後も落ち着いて学校生活を送っていることが報告された。この中で、学校としては、将来的に当該子どもと児童Aが自然な形で関わることを願っているが、当面は直接的な接触を避けるため、教室配置を離す等の配慮をしているとの意向が示された。

公開事項

2012年（平成24年）3月22日付「意見表明」（条例第15条第2項）

オンブズパーソン発、市教育委員会宛

意見表明

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。

オンブズパーソンは、貴教育委員会が本意見表明を尊重し、条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第1条）ことを、本件にかかわって、より具体的に達成されますよう、期待するものです。

意見表明の趣旨

- 1 本件を教訓として、貴教育委員会管下の学校で、本件同様の事態が再発することのないように積極的な取り組みを具体的かつ継続的に推進されますよう、意見表明します。

貴教育委員会におかれましては、本件のように、学校現場で子ども同士のトラブルが起こった際、被害・加害それぞれの子どもを分離するだけでなく、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を確保しつつ、中長期的な影響を踏まえ、教育機関として本質的な解決に努められますよう、発信・指導をしていただきたい。当該子どもや家庭に与えた重大な影響等を深く認識し、オンブズパーソンの調査結果を十分に踏まえて、当該学校はもとより市内の各学校に対して、今後同様な事態が起きないよう、予防の観点から周知徹底をお願いいたします。

また本件を教訓に課題を整理・分析し、学校の内部で解決することが困難な場合や、幼・小・中・高の校種を越えて中長期的な子どもへの影響が懸念される場合などでは、「子どもの最善の利益」の観点に立って、貴教育委員会から指導・助言を行い、解決に向けて支援する機能を十分に果たされますよう、強く期待するものです。

- 2 本件の今後の対応について、貴教育委員会の指導・監督のもと、当該子どもの中学入学後しばらくの期間、当該中学校において当該子どもが周囲の子どもたち（とりわけ問題となった相手方の子ども）と平穏な関係を結んでいるかどうか、継続的に見守られるよう求めます。

本件では、オンブズパーソンが当該子どもの思いを尊重しながら、当事者同士の話し合いの

機会を模索してきましたが、実現は難しく、話し合いは成立しませんでした。そのため現時点では和解の機会が得られておらず、今後も両者の関係のこじれについて懸念を残したままとなっています。貴教育委員会におかれましては、引き続き同じ学校・地域で過ごす子どもたちにとって本質的な解決を目指し、対応に努めていただきますこと、具体的には当該子どもの思いや意見を尊重し、相手方の子どもを含め、子どもたちが学校生活を安心して送るために、保護者対応も合わせて、当該中学校が十分な対策を講じることができるよう、支援を行っていくことを要請いたします。

- 3 上記2にかかわる措置等については、条例第17条第2項が定める期日(2012年5月21日)までに、オンブズパーソンに報告いただきますよう要請します。また改善されていない場合や、問題の再燃するおそれが生じた場合については、その後も必要に応じて報告を行っていただくよう重ねて要請いたします。

意見表明の理由

2011年申立て第1号にかかる調査結果および判断

本件申立ての概要

(p.35「申立て趣旨」参照)

調査の経過

- (1) オンブズパーソンは、当該子ども、申立人、市教委を中心とした関係機関(小学校・中学校・教育情報センター)関係者に聞き取りを開始したところ、2年前の事件について両者(当該子どもと児童A、また申立人と保護者B)の間で話し合いが成立しておらず、同じ地域で暮らしているにもかかわらず緊張関係が続いていること、話し合いを促進するための支援をどの機関も十分に行ってこなかったことに根本的な問題があると確認しました。

またその問題と同時並行して、当該子どもが中学入学後も安心して学校生活がおくれるよう、当該子どもにとっての最善の利益が確保されることが重要だと認識しました。そこで、当該子どもとの定期的な面談を重ね、当該子どもが安心して自分の意見・心情を語ることのできる関係づくりに取り組みました。

その上で、当該子どもの思いを尊重しながら、2年前の事件について両者の話し合いと和解の機会を模索すること、同時に、市教委を中心とした関係機関が協力しながら、当該子どもが中学入学後も安心して登校できるような体制をつくれるように、関係者間の相互理解を促すことを基本方針として、調査を進めました。

- (2) オンブズパーソンは上記方針のもと、当該子ども、申立人、市教委を中心とした関係機関(小学校・中学校・教育情報センター)の関係者に対し、面談や訪問を行いました。

その過程で、当該子どもは、相談員との面談を重ね、生き生きと自分の気持ちを語るようになりました。また申立人は、オンブズとの面談によって、関係機関への不信感や怒りを徐々に緩めていきました。また中学校関係者(校長・教頭・担当教員)に直接、中学入学後の不安を伝え、受けとめられたことから、関係機関に対する失望も回復していきました。さらに、子どもが障害をもちながらも、多様な子どもとの交わりを大切に育てている先輩の保護者と出会ったことをきっかけに、当該子どもの思いを尊重しながら、子どもの将来について前向きに捉えるよう変化してきました。

オンブズパーソンは、当該子どもの気持ち(中学校を楽しみにしていること、自分は強くなっ

たから児童 A と会っても大丈夫と感じていること)を確認し、相談員立会いのもと、当該子どもから申立人に、その気持ちを直接伝える機会を持ちました。

また当該子どもや申立人の様子が安定してきたことから、オンブズパーソンは、当事者間の話し合いに向けて、市教委や中学校を通じ、保護者 B との接触を探りました。しかし、その実現は難しく、話し合いは成立しませんでした。従って、現時点では、和解の機会は得られず、今後も、両者の関係のこじれについて懸念を残したままとなっています。

オンブズパーソンの判断

オンブズパーソンは、当該子ども、申立人、市教委（教育情報センター含む）、学校関係者からの聞き取り調査を計 69 回実施しました。その結果、本件の課題を次のように把握しました。

(1) 2 年前の事件について、小学校による解決方法の問題

本件について、2 年前の事件発生時及びその後の対応について、小学校を中心に聞き取りを行ったところ、児童 A が小学校卒業するまで、両者を「分離する」対応（具体的には、校内生活において廊下・階段等の使用を別々にする。下校時に両者が会わないように教諭が見守る等）をとり続けていたことが判明しました。この「分離する」という方法は、事件直後の緊急対応として考えられるものではあっても、同じ学校・地域で過ごす子どもにとって中長期的な解決方法とは言えず、それどころか、子ども同士が安心して育ち学ぶ関係を回復することを阻んでしまいます。

「分離する」対応を続けざるを得なかった理由のひとつに、申立人（保護者＝おとな）の意向を重視するあまり、子どもの気持ちや意向を十分に聞き入れ、対応することができていなかったことがあげられます。また小学校関係者の聞き取りでは、他の関係機関の協力はあったものの、保護者の被害感情を緩め、不安をいかに収めていくかという視点から対応するような協力体制はありませんでした。結果的に、小学校は当初の申立人の意向をそのまま受け止めて防衛的に対処するのみで、本質的な解決に向かうことができませんでした。

昨今、学校現場で、子ども同士のトラブルが起こった際、被害者と加害者を分離するという対応がよくとられています。それは、事件直後の「被害者を守る」という発想から生まれた緊急の措置として、保護者と学校の話し合いによって決定されたものが多いと思われます。ここでは「子どもたちはその対応について、どう感じているのか」「子どもたちにとって本来の解決とは何か」・・・オンブズパーソンは、保護者の意向とは別に、学校が教育機関として、これらの視点に立ち戻り、子どもが健やかに学び合う関係・環境づくりに努められることを強く望みます。

また聞き取りでは、本質的な解決は念頭にありながらも、申立人の不安の高さから、動けずにいた小学校の実情がうかがえました。学校の事件直後の対応として、その後の命運を分けたのは、事件翌日、当該子ども・申立人のもとに、児童 A・保護者 B が謝罪に行くという場面で、中立的な立場の小学校関係者が誰も立ち会わなかったことでした。このとき当該子ども・申立人は、児童 A や保護者 B に対して非常に否定的印象を抱いてしまい、互いの不安をさらに高め、その後の両者の和解を困難にした主因となっています。夏季休暇とはいえ、学校行事中に起こったトラブルに変わりなく、学校の管理責任も問われる内容であったことから、管理職はじめ関係教諭が、この事件に対する解決に、もっと深く関与することが求められていました。しかし、その後の和解につながる重要な場に学校関係者が不在であったことは、非常に不自然であり、学校の主体的に解決する姿勢に欠けていたと考えざるをえません。複雑な感情から

む問題を当事者間だけで解決することが、いかに大変かを予測できていなかったと思われます。

そして、事件当時の校長から後任の校長に明確な引継ぎがなかったことも重大な問題です。そのために解決方法や目標について議論し、共有することなく、年度をまたいで問題が持ちこされてしまいました。そして児童 A が中学入学後、新たに特別支援学級への入級を求めたことから、この問題は引き続き、小学校だけでなく中学校も関与せざるをえない事態になりました。本質的な解決がとられなければ、このように事態が引き伸ばされることは、当然予測できたことでしょう。

(2) 事件についての市教委内部の連携不足

本件では、市教委の学校教育室および教育支援室（教育情報センター）に聞き取りを行っています。とりわけ、2年前の事件直後に、市教委のなかで中心に動いていたのは教育情報センターであり、学校コンサルテーション部門が小学校から支援要請を受け、小学校と一緒に対応を考え、保護者の意向をとにかく受け止めるよう協議していたことが判明しました。当時の関わりについては(1)で言及したように中・長期的な解決法について検討していなかったという問題とともに、保護者の意向を重視するあまり、子どもの気持ちや意向を汲むことを怠っていたのではないかという問題が指摘されます。

また心理・発達相談部門では、事件以前から当該子どもの発達やかかわりについて、継続的な保護者相談を行っていました。相談の中で、事件のことが申立人から語られ、担当相談員は上司に報告を行っていましたが、結果的に、教育情報センター内でコンサルテーション部門との連携は行われていませんでした。

市教委の役割の一つに、学校だけでは対応困難な事件・出来事が発生した際、より客観的に、幅広くその全体像を把握し、学校と協議しながら支援することがあげられています。本件についても、市教委には、短期・中長期的に子ども・保護者の和解に向けて、解決に導くことが求められており、小学校側が対応できていない場合、なおさら市教委の役割や働きは重要なものとなります。しかし実際には、複数の部門で関与していたにもかかわらず、その機能を十分に活用し解決にあたっていたとは考えにくい状況でした。市教委については内部の連携について不明な点が多く、上述した学校への支援に対応できるような人員体制・配置が整備されていない可能性があると思われます。

(3) 今後の問題として対処する困難さ

今回の申立ては、2年前の事件について本質的な解決に取り組んでこなかったという上記(1)(2)の問題だけでなく、2011年3月以降に関わった機関が、子どもたちが直面するであろう「今後の問題」に対して、どのように対応してきたかという問題を提起しています。

関係機関の聞き取りで浮き彫りとなったのは、小中連携の困難さでした。そもそも小学校側から、市教委や中学校へ向けて、小学時に行った当該子どもと児童 A を分離する対応を、引き続き中学校においても行ってほしいと協力要請するということ自体に問題があり、こうした要請をしたとすれば、中学校側でも小学校での事件対応を一方的に丸投げされてしまった印象を抱いてもやむを得ないでしょう。

また中学校側も小学校で起こった問題という発想から、本件の対応については消極的だったと思われます。間もなく入学する子どもや保護者について、どんな内容としてもまずは取り上げて考え合う姿勢が求められていたのではないのでしょうか。申立人は中学校に相談に行った

際、はなから拒絶されるような印象を受け、ますます不安を強め、問題をこじれさせる対応につながってしまいました。

小中連携の観点から、申立人が中学校に相談に行く際、小学校側から教員が同行するという配慮や、その際、中学校側に「小学校とも一緒に考えていきましょう」と受け止めていく配慮があれば、ともに取り組んで本質的な解決に向かっていく可能性もあったと思われます。

そのような小中連携のあり方を促進するために、市教委は重要な立場にあります。2011年6月に、市教委は、ここでも当事者間で解決するよう申立人に求めています。その対応は結果的に、どの機関も解決を投げ出してしまったとの深い失望を申立人に与えてしまいました。川西市はその教育施策で「生きる力 確かな学力 を育む教育の推進」を打ち出し、小中連携の考え方を推進していますが、本件を鑑みて、学力面や行事交流といった側面とともに、なんらかのトラブルや困難を経験した子どもたちが、安心して次のステップに進み、学校生活を送れるような支援も、ぜひ念頭に置いて小中連携を進めていただきたい。

単に「訴えの多い保護者」への防御的対応としてではなく、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、「子ども」の視点で小学校・中学校とともに問題を共有することが、本案件において市教委に求められていたと考えられます。

(4) 特別支援教育の理念と実践のズレについて

本件の表面にあらわれた問題に加えて、その背景となる現在の社会・教育状況にひそむ問題にも、ここで言及しておきたいと思います。今回、申立人が子どもの将来に不安を高め、強硬に訴えざるを得なかった背景の一つには、障害のある子どもが学校で安全に学ぶため、親自らが特別支援教育を選び守らなければならないと思い込んでしまう社会・教育状況があるのではないかと懸念しています。

特別支援教育の理念について、以下のように説明されています。

「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。～略～ さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」(「特別支援教育の推進について(通知)」H19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知)

本件では、特別支援学級と普通学級という体制ゆえ、当該子どもと児童Aを「分離する」対応が決定的になった側面がうかがわれ、それ以降の関係修復を躊躇したことには、共生社会を目指す特別支援教育の理念と大きな矛盾があります。保護者Bは小学校で特別支援学級に籍を置いていなかったために、児童Aへのかかわりについて十分に相談できずにいた可能性があり、また中学入学を機に特別支援学級へ入級申請したことで申立人との間にこじれが強まる事態を引き起こしました。さらには、一方が特別支援教育を受けるため他方が転校を迫られたり、あるいは特別支援学級内でどのように分離を続けるかという議論になったり、子どもの存在を全く無視した解決法が語られる事態にもなりました。分離は、さらなる分離しかもたらさず、特別支援教育がその装置となることは許されません。今後、同様な事件の解決方法として、決して用いられるべきでないとして強く要請します。

オンブズパーソンは、特別支援教育が、特別なニーズを持つ子どもを分離・隔離して教育す

る仕組みとして機能するのではなく、学校がどんな子どもにとっても、豊かな成長の場になるよう、インクルーシブな思想のもと実践されるべきと考えています。加えて、障害のある子どもにとって普通学級で過ごすという選択肢が積極的にひらかれ、普通学級こそが、様々な子どもの学校生活を送る主要な場となることを願っています。

今回は、当該子どもが中学校入学に対する前向きな思いをしっかりと語り、申立人をはじめとする関係者に受け止められたことが、事態の進展に大きく寄与しました。それは周囲が、当該子どもを「特別なニーズをもつ子ども」として捉えるあまり、いかにありのままの子どもの姿を見ず、思いや気持ちを聞きにくくなっていたかを、照らし返すプロセスでもありました。このことから、市教委・学校をはじめとする子どもの支援に関わる現場においては、軽度であれ重度であれ、障害のある子どもの「意見表明権」(子どもの権利条約第12条)の確保につとめられますよう、期待されるところでです。

結論

本件における子どもの人権にかかわる問題は、第一に、過去に起こった不幸な事件について対症的な対処しかなされず、同じ学校・地域で暮らす子どもたちにとって本質的な解決が目指されなかったこと、第二に、近い将来に子どもたちが確実に直面するはずの問題に対して、関係機関で協力し対応できなかったことにあります。市教委はじめ学校関係者においては、本件が当該子どもや家庭に与えた影響を認識し、今後の教育実践に活かしていくことが求められています。本意見表明を十分に受けとめ、再発防止等の取り組みを着実に推進されることを強く期待します。

以上

2011年申立第2号案件

本件概要	中学校での生徒指導のあり方、および体罰に関する申立て
申立人	保護者
申立て趣旨	<p>当該子どもは、風紀面について担任教諭また学年の教諭に注意を受けることが多くなっていたところ、担任教諭から「帰れ」と言われ、肩を強く押される等、教諭の暴言や暴力を、ひどいと感じていた。また、自分に対する注意の仕方が他生徒と違うことや、学年の教諭から「お前」「あんた」と呼ばれ、怒鳴られることに深く傷ついていた。さらに、担任の教諭から友人関係について干渉されるような発言を受ける等、教諭への不信感を強めており、クラスや学校で自分が否定的な評価を受けることで、他の生徒とつながりにくくなることを心配していた。当該子どもは、学年の教諭に自分の考えや気持ちについて、もっと言い分を聞いてほしいと感じていた。</p> <p>申立人は、以上について、学校の教諭に訴えたが、理解されることに困難を感じ、学校の対応に疑念や不安を強めていた。</p> <p>申立て後、調査開始直前に、当該子どもが、教科の教諭より職員室に呼び出された際、床に座らされ、顔を殴られるという体罰が発生したことから、申立人は、さらに学校の対応について不安を強めた。</p>
調査の結果	<p>オンブズパーソンは、当該子ども、申立人(保護者)、当該学校関係者からの聞き取り調査を44回実施した。</p> <p>その結果、本件の概要を次のように把握した。</p>

	すなわち 規範意識を植え付けようとの学校側の熱意が、時として画一的な指導につながり、個々の子どもを尊重したかわりを妨げる要因となっており、子どもとの関係がさらに悪化するという悪循環に陥っていたこと。また 学校のそのような指導方針は、個々の教諭の指導に強く影響し、子どもと教諭の関係が十分に形成されていなかった結果として、一斉調査（詳しくは、p.43 「調査の経過」参照）や体罰が生みだされたこと。そして 学校生活における指導は、子どもとの関係づくりやコミュニケーションを基盤として行われるべきであることを改めて確認した。
条例上の 対処	本件は、学校全体で、個々の子どもとの関係づくりやコミュニケーションを基盤とした指導に取り組むことの重要性を示すものであった。関係する市の機関において本件を個別救済の実際として共有し、今後の教訓としていかしてもらふべきであると判断した。よって、当該学校および市教育委員会に対し結果通知（2012年5月31日付）を行った。

公開事項

2012年（平成24年）5月31日付「結果通知」（条例第16条第2項）

オンブズパーソン発、市教育委員会・当該学校宛

結果通知

本件は2011年12月14日付で、申立人（保護者）より申し立てられた事項について、調査を実施したものです。その調査および判断は、別添「2011年申立第2号についての調査結果および判断」に記載のとおりです。

オンブズパーソンは、本件調査の結果、条例第16条第2項が定める結果通知（関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知すること）により、本件を今後の教訓とすることが必要と判断しました。

本件は、今後より一層、学校全体で、個々の子どもとの関係づくりやコミュニケーションを基盤とした指導に取り組まれることが重要であると示しています。「本件の調査結果および判断」を十分に留意され、今後の活動の中でいかされるよう期待します。

そこで市の実施機関におかれましては、本件の経過を個別救済の実際として共有していただけますよう通知するものです。 以上

2011年申立第2号についての調査結果及び判断

本件申立ての概要

(1)(2) 略 (p.41「申立て趣旨」参照)

(3) 本件申立て事項に基づけば、申立人は、これらの指導が子どもと教諭との信頼関係に基づき行われているものなのか、当該子どもが安心して学校生活を送ることができるのか、強い疑問と不安を抱いていました。オンブズパーソンは、とりわけ学校生活において、子どもの権利条約第16条1項「いかなる児童も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的にもしくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」および同条約第28条2項「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適切な措置をとる」という子どもの権利が確保されてきたのか、さらに体罰の禁止（学校教育法第11条）に反するような出来事が生じていなかったか、

検証する必要を認めました。

したがって本件は、条例第6条第1号(子どもの人権救済に関する事)と同第2号(子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関する事)のオンブズパーソンの職務事項に該当することから、条例第11条第1項に基づき、本件調査を実施することが相当と判断し、2012年1月19日付で市教育委員会と当該学校長にそれぞれ調査実施通知を行い、調査を開始したものです。

調査の経過

(1) オンブズパーソンが調査を開始しようとした矢先、前記申立て事項の体罰が発生したことから、当該子どもはショックを受け、申立人の学校への不信感や怒りがさらに高まりました。オンブズパーソンは、当該子どもを中心に気持ちを受けとめ、共に問題解決を話し合っていく、申立人の学校に対する感情についても、受けとめました。同時に、学校への聞き取りを行い、関係教諭に当該子どもの気持ちを伝え、関係者間の相互理解促進に重きを置いて調査を進めました。

(2) 学校関係者への聞き取りについては、申立て事項に加え、日々の指導(一斉調査、子どもへの指導の仕方)について、子どもにとっての意味を教諭とともに考え、話し合うことを重視しました。その主な内容は、以下の4点に集約されました。

子どもたちに集団でのルールや規範を守らせることについて：学校側の理解としては、社会のルールを身に着けさせるために指導は必要なこと、特に高校進学にあたって欠かせないこと、目の前の子どものルール違反について目をつぶることはできないと考えていること等が語られました。しかし一方で、指導しても、子ども自身が話を聞ける状態になく、かえって教諭に対して反発を強める結果となる例も多いことがわかりました。どういう指導方法がその子どもに合うのか、教諭たちは困難さを感じていました。教諭とオンブズパーソンとの対話で、子どもとの関係が築けないまま指導に入ると、子どもの側に理解する気持ちが生まれにくいこと、したがって子どもと教諭が話せる関係になることで子どもの側に理解しようとする気持ちが生まれること、子どもと教諭の関係そのものを基盤におくことが重要であると確認しました。当該子どもへの体罰について：オンブズパーソンから、体罰は法律で禁止されており、いかなる理由があっても許されないことを伝え、この点について学校側と意見が一致しました。当該教諭は自らの行いの問題性を認めており、管理職から厳重な指導を受け、市教育委員会へ報告がなされたことを確認しました。

オンブズパーソンは、「なぜ、子どもへ体罰を行うに至ったのか」そのプロセスを共に考えました。当該教諭からは、指導方法に葛藤がありつつも、課題提出や約束をやぶった子どもを許してはならないと考え、その行動を子どもに考えさせたいという気持ちが強かったことが語られました。

さらに、子どもと教師の置かれている全体的な状況について、共に考えた結果、子どもに何をさせたか、教師が子どもにどうがんばらせたかのみならず、「結果がすべて」と評価される風潮に、現場の教師たちは強くプレッシャーを受け、子どもとの地道なやり取りや向き合いを周囲に理解されにくい現状があることを、聞き取りました。

オンブズパーソンは、体罰は子どもの人権を奪うだけでなく、教師の適切な教育活動を損なうものだと考えます。なぜそこまで教師が追い込まれたのかを、学年の教師集団の中で振り返り、教師に強くプレッシャーがかかる構造がなかったのかを見直してほしいと要望しました。

調査の中で明らかになった一斉調査について：一斉調査とは、⑦自分がした違反について ①

自分が見た、他の生徒の違反について ⑦身のまわりにある違反の現状を自分がどう思うかについて、各クラスで一斉に調査するものです。年に数回行われており、場合に応じて、記名式でも行われていることが明らかになりました。授業中に飴を食べている、学校にお菓子を持ってきている、ゲームをしている、いたずらで消火器をまいている、女子トイレにいたずらをしている等、教師の見えないところで問題行動が増えた時、管理職には通さず、学年の判断で行ってきたとのことでした。規律を守る子どもが、他の子どもの違反について教諭に知らせやすいように配慮したというのが学校の見解でした。

しかしながら、このような調査は子どもたちに内心の表明を強要し、子ども同士の相互不信を招く危険性のあるもので、社会的に許される方法ではありません。実際、当該子どもから「友達や人を信用できないのがしんどい」「書かれたら、もうその人に近づかんとこうと思ってしまう」という心情を聞き取り、学校側に伝えました。

(3) 上述した学校とのやり取りと並行して、オンブズパーソンは、当該子どもと学年の教諭、特に担任との関係調整をはかりました。当該子どもが、担任教諭や学年の教諭に「もっと話を聞いてほしい」と感じていること、「注意するときは、理由をちゃんと言ってほしい」と思っていることについて、担任教諭を中心に、互いの気持ちの橋渡しを行いました。

しかし、関係回復が進みつつある2012年2月末、体罰事件について新聞報道がなされたため、当該子どもは登校しづらくなり、申立人の怒りが再燃しました。これに対して、担任教諭や教頭をはじめとする学校関係者は、これまでの話し合いの趣旨を汲んで、当該子どもに対して丁寧な対応を行ったことから、当該子どもは「先生が気にかけて見てくれている」と感じることができ、申立人もまた、当該子どもの気持ちについて理解を深めることができました。

以上のような経緯を経て、年度末を迎え、当該子どもが、一斉調査がなくなったこと、指導するときに教諭が理由を説明するようになったこと、担任教諭との関係が変わったと感じていることから、新年度には新たな関係で進みたいと思っていることを確認し、オンブズパーソンは調査を終結してよいと判断しました。

オンブズパーソンの判断 略(p.41「調査の結果」参照)

結論

上記の経過及び判断をもとに、オンブズパーソンは、本件の結論として、条例上の対処について、結果通知(条例第16条第2項)が相当であると判断しました。その理由は以下のとおりです。

本件申立てに至る以前の学校の対応は、先生からの指導を子どもが受け入れる素地(関係性)をつくる前に、一方的な指導を行っている状態でした。オンブズパーソンが調査を開始してからも、何ら問題意識を持つことなく、一斉調査が行われる等、個々の子どもの状況を考慮せず、画一的な指導が常態化していることがうかがえました。この点については、今後もなお懸念を残しています。しかしながら、担任教諭を中心として、指導以外の場面で子どもと会話を行う機会が増え、教諭が自ら子どもに話しかけ、子どもの人となりを理解しようと努めていること、また、風紀について指導する際に子どもに理由を説明するようになったことなど、関わりに改善が見られ、当該子どもとの関係回復に向けて前進しました。

今後より一層、学校全体で、個々の子どもとの関係づくりやコミュニケーションを基盤とした指導に取り組まれることが重要と考えます。市教委や学校におかれましては、本件を教訓に改めて課題を整理・分析し、対策を講じられますことを、強く期待するものです。 以上

2012 年申立第 1 号案件

本件概要	中学校での生徒指導のあり方に関する申立て
申立人	保護者
申立て趣旨	<p>申立人によれば、 当該子どもが学校行事を欠席したこと、およびその過ごし方について、関係教諭から呼び出しを受け、別室にてビンタ等の体罰を受けたと主張し、 当該子どもが登校するものの、校則違反を理由に複数の教諭から校内立ち入りを止められ、教室に入れない状態にあること、また校門での指導をめぐる当該子どもと教諭のやりとりに問題があり、 風紀に関する注意をめぐって、当該子どもが関係教諭と起こしたトラブルに対し被害届が出されたことについて、妥当でないと主張している。</p> <p>以上について、申立人は管理職や関係教諭と話し合いをしてきたが、当該子どもと教諭の関係は悪化していることから、学校への不信感を強めている。</p>
調査の結果	<p>当該子ども・申立人、および当該学校関係者からの聞き取り調査を 72 回実施した。調査を実施する中で、当該子ども・申立人と当該学校関係者との間では、申立て事項に係る事実とその経過をめぐる認識に大きな隔たりが見られた。当時、当該子どもは実質的に学校生活を送ることができない状態となっており、子ども自身も「とにかく学校で友達と一緒に過ごしたい」という気持ちが強かったため、オンブズパーソンは事実認識についての共通理解を図ることよりも、当該子どもが学校生活を送ることが難しくなっている状況を優先的に改善すべきと考えた。そこで当該子どもと面談を重ね、担任や学校との橋渡しの役割を担ってくれる関係教員との話し合いを進めていた。その最中に、当該子どもが学校を巻き込む事件を起こしたことから、話し合いは中断した。</p> <p>その後、当該子どもが家庭復帰したことから、オンブズパーソンは引き続き、学校との関係調整を含めた調査を継続する方針であったが、当該子どもや申立人（保護者）との定期的な面談が成立せず、連絡も途絶えがちとなった。申立人に再三、調査継続への意向確認を求めたが返事はなく、その後、当該子どもとの直接面談で、調査継続を希望しない旨の意向を確認した。</p> <p>以上により、調査を継続的に遂行できない状況にあることから、オンブズパーソンは、条例第 11 条第 5 項の規定により、本件調査を打ち切ることが相当であるとの判断を、オンブズパーソン会議において全会一致で決定した。</p>

2012 年申立第 2 号案件

本件概要	市内高校生の自殺と生前のいじめ被害の関連性、および学校の遺族対応の問題に関する申立て
申立人	保護者
調査の結果	調査継続中。（2012 年 10 月に調査実施決定）
条例上の対処	条例上の対処は 2013 年に持ち越すこととなった。
公開事項	なし。（2012 年次中には条例上の対処に至らなかったため）

表 -1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧(1999.6～2012.12)

	案件番号	調査開始等	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	調査回数	備考
1	1999年申立第1号	1999年6月	99.12 結果通知(市教育情報センター)	16	公開
			99.12 結果通知(市福祉事務所)		
2	1999年申立第2号	1999年6月	00.05 意見表明(市教育委員会)	33	公開
			00.08 意見表明(市福祉事務所)		
3	1999年申立第3号	1999年6月受付	調査不実施・調整実施	-	-
4	1999年発意第1号	1999年6月	99.09 是正等申入れ(市福祉事務所)	12	公開
			99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)		
5	1999年申立第4号	1999年9月	02.02 結果通知(市教育委員会)	9	公開
6	2000年申立第1号	2000年2月	00.07 勧告・意見表明(市教育委員会)	51	公開
			00.07 結果通知(当該学校)		
			00.07 結果通知(市長)		
7	2000年申立第2号	2000年5月	01.10 結果通知(市教育委員会)	13	非公開
8	2000年発意第1号	2000年11月	00.11 勧告(市教育委員会)	15	非公開
			00.11 勧告(当該学校)		
			02.12 調査打ち切り		
9	2000年申立第3号	2000年12月	02.03 意見表明(市教育委員会)	12	公開
10	2001年申立第1号	2001年3月	01.04 是正等申入れ(当該学校)	31	公開
			01.07 意見表明(市教育委員会)		
			01.07 結果通知(市長)		
11	2001年申立第2号	2001年7月	01.08 是正等申入れ(市教育委員会)	38	非公開
			02.12 調査打ち切り		
12	2001年発意第1号	2001年12月	02.03 第3年次報告書第3章で報告	1	公開
			02.12 調査打ち切り		
13	2002年申立第1号	2002年4月	02.08 調査打ち切り	5	非公開
14	2002年申立第2号	2002年3月	03.03 結果通知(市教育委員会)	32	公開
			03.03 結果通知(当該学校)		
			03.03 結果通知(市保健福祉部)		
15	2002年申立第3号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	-	-
16	2002年申立第4号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	-	-
17	2002年申立第5号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	-	-
18	2002年申立第6号	2002年6月	02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	3	公開
19	2002年発意第1号	2002年6月	02.08 勧告(市教育委員会)	64	公開
			02.09 公表(市役所記者クラブ)		
20	2002年申立第7号	2002年7月受付	調査不実施・調整実施	-	-
21	2002年申立第8号	2002年8月	02.09 要望(当該施設)	41	公開
			02.11 意見表明(市保健福祉部)		
			02.11 結果通知(県県民生活部監査指導課)		
			03.03 要望(当該施設設置者)		
			03.03 意見表明(市保健福祉部)		
			03.03 公表(市役所記者クラブ)		
03.04 結果通知(県県民生活部監査指導課)					
22	2002年発意第2号	2002年9月	02.10 意見表明(市教育委員会)	25	公開
			02.11 公表(市役所記者クラブ)		
23	2003年申立第1号	2003年4月	03.11 意見表明(市教育委員会)	11	公開
24	2003年申立第2号	2003年4月	04.10 是正等申入れ(市教育委員会)	20	公開
			04.10 結果通知(当該学校)		

25	2003年申立第3号	2003年5月	03.11	対処の必要が認められず調査終結	6	-
26	2003年申立第4号	2003年5月受付		調査不実施・別件処理	-	-
27	2003年申立第5号	2003年5月受付		調査不実施・調整実施	-	-
28	2003年申立第6号	2003年6月	03.09	意見表明(市教育委員会)	16	公開
			03.09	結果通知(当該学校)		
29	2003年発意第1号	2003年6月	03.07	意見表明(市教育委員会)	77	非公開
			03.07	改善等申入れ(当該学校)		
			03.08	要望(当該保護者)		
			03.09	結果通知(当該保護者)		
30	2003年申立第7号	2003年12月受付		調査不実施	-	-
31	2004年申立第1号	2004年2月	04.06	結果通知(当該学校)	27	非公開
			04.06	結果通知(市教育委員会)		
32	2004年発意第1号	2004年3月	05.06	結果通知(市教育委員会)	17	非公開
33	2004年申立第2号	2004年7月	04.12	結果通知(当該学校)	22	公開
			04.12	結果通知(市教育委員会)		
34	2004年申立第3号	2004年12月	05.06	意見表明(当該学校)	42	公開
			05.09	意見表明(市教育委員会)		
35	2005年申立第1号	2005年6月	05.08	勧告(市教育委員会)	49	公開
			05.08	勧告(当該学校)		
36	2005年申立第2号	2006年2月	06.03	調査打切り	7	-
37	2006年申立第1号	2006年3月受付		調査不実施・調整実施	-	-
38	2006年申立第2号	2006年5月	06.07	調査打切り	8	-
39	2007年申立第1号	2007年4月	07.11	意見表明(市教育委員会)	25	公開
			07.11	改善等申入れ(当該学校)		
40	2007年申立第2号	2007年11月	08.03	是正等申入れ(当該学校)	51	公開
			08.04	意見表明(市教育委員会)		
			08.08	結果通知(当該学校)		
			08.09	結果通知(市教育委員会)		
41	2008年申立第1号	2008年1月	08.12	意見表明(市教育委員会)	37	公開
			08.12	結果通知(当該学校)		
42	2008年申立第2号	2008年3月受付		調査不実施	-	-
43	2008年申立第3号	2008年10月	09.04	結果通知(市教育委員会)	19	公開
			09.04	結果通知(当該学校)		
44	2009年申立第1号	2009年1月	09.06	調査打切り	18	-
45	2010年申立第1号	2010年6月	10.08	調査打切り	32	-
46	2010年申立第2号	2010年9月	11.03	結果通知(市教育委員会)	75	公開
			11.03	結果通知(当該学校)		
47	2011年申立第1号	2011年9月	12.03	意見表明(市教育委員会)	69 (55)	公開
48	2011年申立第2号	2012年1月	12.05	結果通知(市教育委員会)	44	公開
			12.05	結果通知(当該学校)		
49	2012年申立第1号	2012年1月	12.11	調査打切り	72	
50	2012年申立第2号	2012年10月		調査継続	23	

(注)

・2012年次に扱った案件は太字ゴシックで表記。

・調査回数()内、2011年次に実施した調査の延べ回数。

・「公開」は、条例上の対処に関する文書を年次報告書に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。

オンブズパーソンの広報・啓発活動

子どもたちへの広報・啓発

おとなたちへの広報・啓発

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条第2項)を掲げています。特に、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。条例第21条では、市の機関の役割として、条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること、子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めることが定められています。つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨を踏まえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、電話カードやリーフレットなどの配布とともに、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、直接子どもたちや教育・福祉にかかわる人たちと出会う機会を積極的に設けるなど、今後とも工夫が必要です。引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

オンブズパーソンに質問!

何をしてくれませんか?

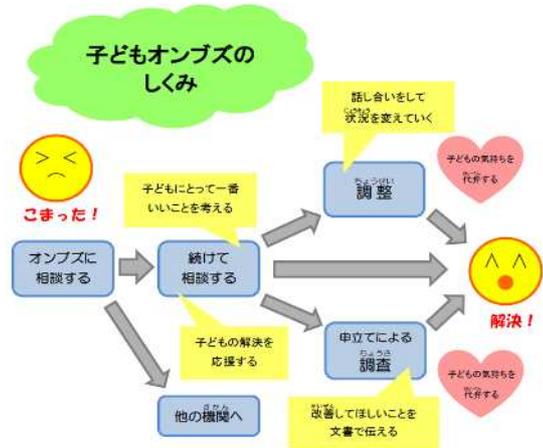
親や先生にないしょで相談できますか?



相談したいときはどうすればいいですか?

友だちがいじめられてる。どうしたらいいですか?

子どもオンブズのしくみ



オンブズパーソンの役割

- ① 子どもの話を聞いて、子どもが元気になるよう支援します。
オンブズパーソンの相談活動。いっしょに遊んだり、おしゃべりしながら、子どもが話しやすい環境をつくります。
- ② 子ども気持ちを代弁して、「子どもにとって一番いいこと」(最善の利益)をめざします。
オンブズパーソンの調整・調査活動。子どもの周りのおとなに、子どもの気持ちをとどけます。どうすれば「子どもにとって一番いいこと」(最善の利益)が実現できるか、市の機関や学校などに、提案や意見表明などをします。
- ③ 子どもが元気に暮らせるまちづくりをすすめます。
子どもが元気に暮らせるまちは、おとなも安心して子育てできるまちです。

中高生向けパンフレット(2012年次 新版 抜粋)

表 -1 オンブズパーソン等が参加した研修会・学習会等の実施回数(2008年次～2012年次)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
(A)市機関職員等	3	4	3	5	5
市長部局職員(保育士含む)	3	1	1		
市教育委員会職員		1	1	1	3
市学校園教職員		2	1	2	2
その他関係者				2	
(B)市民等	7	5	5	4	13
民生委員児童委員	1				
人権擁護委員					
PTA・保護者関係	5	3	3	1	1
小学校区人権啓発推進委員	1	2	2	3	7
人権学習グループ					4
その他					1
(C)市民等(子どもを含む)	12	12	14	17	12
年次報告会	1	1	1	1	1
子ども ほっとサロン	11	11	13	12	11
その他				4	
市内(A+B+C)合計	22	21	22	26	30
(D)市外の団体等	28	16	29	29	13
地方自治体	17	6	11	13	6
その他自治体	11	10	18	16	7
市内・市外(A+B+C+D)	50	37	51	55	43

(注) 表中の(A)(B)(C)(D)は、次のものを指す。

(A)市の機関が、行政・学校等の関係職員対象にした研修等。

(B)社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等。

(C)オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等を対象にした学習会や座談会等。

(D)市外の自治体や民間団体、大学、研究機関等によって開催された講座や研修等。

子どもたちへの広報・啓発

子ども向けリーフレット・電話カード等の配布

本年次も、市内の学校園・保育所に依頼して、1学期には「子ども向けリーフレット」、2学期には「子どもオンブズ電話カード」を市内の子どもたちに配布しました。また、新たな試みとして、電話カードは市内県立高校の生徒にも配布しました。中高生・おとな向けパンフレットも作成したことから、今後より広い範囲での子どもたちの広報に努めたいと考えています。

多くの相談者は、こうした広報物を見て電話をかけて来ています。毎年、広報物の配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど目に見える効果があります。

子どもたちの事務局見学

毎年5月～6月にかけて、市内の小学校において3年生の市役所見学が実施されますが、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れます。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンのことを説明します。子どもたちには、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルに電話をかける「体験」してもらいます。相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね。」と子どもたちに直接伝えます。

オンブズパーソンを身近な存在として、親しみを感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもたちからの電話や訪問といった直接の相談もありました。

トライやる・ウィークでの受け入れ

毎年5月～6月、市内中学校の2年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験を行います。今年は3中学から計10名の生徒が、1週間(中学校によっては1～2日の活動プログラム)をオンブズパーソン事務局で過ごしました。

実際に、オンブズパーソンと会って話をしたり、相談員と模擬研究協議を行ったりしました。模擬研究協議は、子どもにまつわる架空の相談について、みんなでざっくばらんに意見を出し合い、どういうふうにしたら困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みです。「子どもの最善の利益」の視点から解決していく、オンブズパーソンの仕事を体感することができました。どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、関わった相談員も学ぶことが多かったです。

【トライやる・ウィークに参加した中学生の感想から】

人権侵害は子どもの命にかかわる事なんだな～と思いました。人権侵害にあっている人は、かわいそうだなと思いました。いじめはあってはいけないんだなと思いました。...オンブズパーソンから学んだことはいっぱいあります。一つ目は人権について知りました。ぼくは人権の

ことなんてぜんぜん知りませんでした。けれどビデオを見て世界にはいっぱいいいじめられている人がいるんだなと思いました。模擬研究協議では、教育（委員会に実習に来た）2人と計6人で話し合いをしました。みんな人それぞれの意見が出て、とてもいい話し合いになって心がらよかったなと思いました。

もう一つとても重大なことを学びました。それはあきらめない勇気です。ぼくはすぐに逃げることがいっぱいあったけど、オンブズパーソンに来てあきらめない勇気が学べたのでよかったと心から感謝しています。また機会があればオンブズパーソンを訪ねたいです。なぜならば、くもオンブズパーソンになってみたいと思いました。理由はやさしくて怒らずに問う声がいいと思ったので、ぼくもオンブズになってみたいと思いました。

「子ども ほっとサロン」の開催

原則月1回、子どもたち向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。従来、参加者は中高生が多かったのですが、一昨年からの傾向として、小学校高学年の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。以前オンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、口コミでいるんな子どもたちがやって来ます。参加者の中には、不登校やいじめなどさまざまな問題を抱えている人もいますが、彼らにとって自由に安心して語り合う場になっているようです。

ここに継続的に参加している子どもに共通する課題は、身近な地域に居場所がないことです。いったん学校から離れてしまったら、子ども同士の間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加する自信も意欲も失われていきます。一方で、子どもは、学校に行けない状況にあっても、人と出会いたい、人とつながって何かに参加したいと願っています。ほっとサロンでは、遠足やクリスマス会などの行事がありますが、みんなと一緒に何か楽しいことに参加する体験を通して、自信をつけている姿が見られました。安心できる人間関係と場を経験することができれば、子どもは積極的に人とかがわろうという意欲が増していきます。

市内には、このような子ども同士のゆるやかにつながる場所が少ないことから、オンブズパーソンは継続的に問題提起しています。

表 -2 「子ども ほっとサロン」の参加人数(2012年次)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	合計
6	3	10	8	10	7	7	5	7	6	13	82人

おとなたちへの広報・啓発

市機関職員への広報・啓発

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修などに、オンブズパーソンが招かれ開催されたものです。本年次も教育委員会の協力のもと、小学校・中学校の教頭会に参加し、直接意見交換する機会を持ちました。また、市内小・中学校の養護教諭の研修について、浜田代表オンブズパーソンが講師として参加しました。

今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して広報・啓発活動に努めていきます。

- 教育委員および教育委員会事務局との顔合わせ
- 教育情報センター 前年の活動報告と新たなオンブズパーソンの紹介
- 市内小・中学校 教頭会 今年度のオンブズパーソンの体制についての紹介
- 市内小・中学校 養護教諭研修会 「児童虐待」

市民等対象の研修会など（社会教育団体等 主催）

民生委員・児童委員、社会教育関係団体等が主催した研修会や学習会、市の機関が市民等を対象に開催した講演会などにオンブズパーソンが講師として招かれたものです。

【主な研修会とテーマ】

小学校区人権啓発推進委員会 人権講座

浜田オンブズ 「子どもが巣立つということ～親からの自立と依存」

井上オンブズ 「育つ・育てる・育ちあう～いじめと自己肯定感の関係を考える」

「子どもと出会うあなたへ（1）～伝わってるかな...子どもの思い・おとなの願い」

「子どもと出会うあなたへ（2）“ありのままの自分が好き”って言えるといいね」

第24回川西市人権教育研究大会

浜田オンブズ 「ありのままを生きる～障がいは一つの“生きるかたち”一つの“文化”」

川西市PTA 連合会人権委員会 学習会

浜田オンブズ 「いじめについて」

【人権講座「子どもが巣立つということ～親からの自立と依存」参加者の感想(一部抜粋)】

- 子ども達により多くの知識、よりよい生活環境を与えることが今、親としてしてあげられる事だと思ひ込み、点数でしか評価されないことにばかり目がいていた事を改めて気づかされました。
- 私の実家も先生と同じような林業・農業をやっていました～確かに小さいころから家族全員で山に行き、父と母から役割を与えられながら生活していたことを思い出しました。あのころは嫌で仕方なかったことが、今の私に身につけているのかと、あの時の環境と両親に感謝でいっぱいです。
- おとなになるための準備期間ではなく、子どもに今を一生懸命頑張っていることを認めたいと思ひます。
- 子どもの成績で悩んでいますが、ビリの子がいて当然。身長高い、低いと同じという言葉に救われました。

オンブズパーソン活動報告会の開催

2012年3月24日に、「2011年次活動報告会」をみつなかホール・文化サロンで開催し、約80名の参加を得ました。相談員より1年間の活動概況を報告し、その後2011年に試みた「子どもの居場所たまごプロジェクト」についての報告を行いました。

後半は、「子どもなのに、こんなに忙しくていいんかな」をテーマに、シンポジウムを行いました。

先生・親・若者それぞれの立場から3人のシンポジストが発言し、学力向上が重視される最近の風潮に、子どものみならずおとな自身もプレッシャーを受け、生きづらくされている現状を問い直しました。

会場からも活発な質問や意見が寄せられ、子どもたちの現状に対するおとなの関心の高さが浮かび上がりました。



【2011年次オンブズパーソン活動報告会参加者の感想（一部抜粋）】

- ・ オンブズパーソンの制度については知っていましたが、報告会には初めて来させていただきました。大人はもっともっといっぱい子どもたちのことを考えなければいけませんね。参加できてよかったです。
- ・ 良い学校 良い会社 幸せ、という構図はすでに壊れているのに、いまだにそこに乗っからないといけないと思ひこんで子どもの尻をたたいている。おとながどこかで腹をくくらないといけないと思う。
- ・ 再来年には小学校に子どもが入学します。子どもが楽しめる学べる授業という意見に賛同します。先生も子どもものびのび、親ものびのび生活できる環境を日本が作っていけるようになればいいと思います。まずは私が子どもの話を聞きながらその周りの人々とコツコツやっていきたいです。
- ・ 子どものことを考えるときに、主体である子どもがシンポジウムにいないのか？でしたが、若者のシンポジストが限りなく子どもの気持ちを代弁していた気がして、よかったです。おとなだけで話し合っても、決して子どもの本当のところはわかりません。
- ・ 形式的でなく肩の力を抜いたシンポジストの話、桜井さんの進め方で子どもの人権オンブズパーソンの真髓を見た思いがしました。もっともっと子どもに関わる人、子どもが安心していられる場所をつくらねばとの思いを強くしました。とりわけ、学校が子どもにとって楽しい場所、第一の居場所になるようにできたらいいのにと...
- ・ たまごプロジェクトに関心を持って報告を聞かせていただきました。居場所情報のアンケートもいざ考えてみるとほんとに居場所ってないなあと思いました。
- ・ もっと地域での活動を勉強してほしい。子ども中心の活動はよいが広い視野でもっと見ることも大切。
- ・ 川西市で青少年センターや青少年活動が、非行等のとつても偏った取組なのにびっくりしました。すぐに補導とか警察...って話だったからです。私が育った大阪府守口市の青少年センターは、地域の子どもの居場所でした。～学生も働いている人も(25歳まで)誰でも参加できるので、目的の活動プラス遊びから何でも影響し合える活動拠点でした。一番多感な時期を自らが主体となって活動をして、失敗も成長もすることができる「場所」があればいいですね。
- ・ 子どもの人権として、セクシャルマイノリティ当事者の子どもへの理解は、必要だと思っています。総合センターで「セクマイ相談・学習会」がありますが、セクシュアリティ(性について)に悩んでいる子どもたちは、特に孤立しやすいかもしれません。そのような子どもたちの居場所は必要だと思っています。

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

本年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計 202 件と大幅に増えました（2011 年次は 51 件）。

特に、マスコミからの問い合わせや取材、テレビ収録が 113 件（事務局で把握した件数）と、前年次の 10 倍以上になりました。いじめや体罰、児童虐待等の子どもをめぐる事案が全国的に相次いだことに関連して、子どもの権利擁護および救済を目的とした公的第三者機関に、社会的な関心が高まっています。一方、全国の自治体や議会、団体からの視察受け入れも 17 件と増加しました。近年の社会情勢を背景として、子どもの権利保障を基盤としたシステムの導入が必要という認識が高まり、子どもの人権に関する条例の制定や第三者機関設置への取り組みが全国的に広がりを見せています。

未来を担う子どもみんなが幸せになってほしい～このことは人々の共通の願いであり、国・全国自治体にとって最重要課題の一つとなっています。

「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2012」での交流

地方自治のもと、地域から子ども施策・事業のあり方や、まちづくりの展望を見出すことを目的とした「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2012」が、9 月 29 日から 2 日間にわたって東京都目黒区で開催されました。今回は「子ども支援・子育て支援の新たな展望を開く」をテーマに、自治体関係者、研究者、市民・NPO 関係者などの参加があり、それぞれの取り組みについて発表、情報・意見交換を行いました。

川西市から浜田オンブズが、子どもの相談と救済分科会でコーディネーターを務めました。

また、平野相談員より「オンブズパーソンにおける関係調整と子どもエンパワメント」について川西の事例を報告しました。当事者間で解決困難な場合、第三者として両者をつなぐこと、その際、子どもの思いがしっかり聞かれ表現できるような環境が重要であることを確認しました。

表 -3 問い合わせ・取材・視察件数(2012 年次)

機関等	件数()	
行政機関	31	(4)
自治体議員	29	(10)
研究者・大学生等	5	(1)
NPO 等団体	13	(1)
市民個人	11	(1)
マスコミ	113	(66)
合計件数	202	(83)

1 ()内はオンブズパーソン事務局を直接訪れた件数。

2 マスコミの件数は、把握・記録できた件数。



オンブズパーソンの会議と情報公開

「オンブズパーソン会議」の開催状況

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

情報公開の対応

オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第5条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること
- 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- 運営状況等を市民に報告し、公表する場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、子どもたちの最善の利益の実現に努力するためのものです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

「オンブズパーソン会議」の開催状況 2012年次(1月～12月)

会議	開催期日	議案等
第1回会議	4月12日	(議案第1号)代表オンブズパーソンの互選について (議案第2号)オンブズパーソン事務局の事務分掌について (報告事項)2012年度 オンブズパーソン当初予算について
第2回会議	4月26日	(議案第3号)調査相談専門員のうち専門員の推薦について (報告事項)2012年1月～3月の相談受付状況について
第3回会議	10月25日	(議案第4号)案件の処理について

本年次は、オンブズパーソン会議を上表のとおり3回開催しました。
審議された各議案のあらまは、次頁のとおりです。

議案第 1 号

桜井 智恵子代表オンブズパーソンの任期満了に伴い、新たに代表オンブズパーソンと代表オンブズパーソン代行（職務代理）を互選により定める必要があるため審議したところ、代表に浜田寿美男氏が、代表代行に宮島繁成氏が選任されました。

議案第 2 号

事務局職員の異動等により、2012 年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ原案どおり全会一致で承認されました。

議案第 3 号

調査相談専門員のうち専門員の委嘱任期満了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、7 名全員の再任と新たに前代表オンブズパーソンの桜井智恵子氏の計 8 名を推薦することを全会一致で決定されました。

議案第 4 号

2012 年申立て第 1 号について、調査を継続的に遂行できない状況にあることから、審議の結果、調査を打ち切り、相談活動の調整案件として取り扱うことが相当との判断を全会一致で決定されました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談および専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。原則として毎週木曜日の午後、5 時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき全員で課題の整理、意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。

またこの日に、オンブズパーソンが、相談者や申立人、学校等の関係機関と面談を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています（詳しくは、p.14「個別救済までの主な流れ」を参照）。

「研究協議」（ケース会議）の開催状況 2012 年次

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	3	48回

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては条例第 20 条でその運営状況等の報告および公表を義務づけており、年次活動報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実が一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

本年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの附属機関等の独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、オンブズパーソンから市の関係機関に対して勧告や意見表明をした文書は、制度や行為等の是正、改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするものです。

「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたいと認められる情報を除いて、活動報告書については原則公開を行っています。

個人情報開示関係

本年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

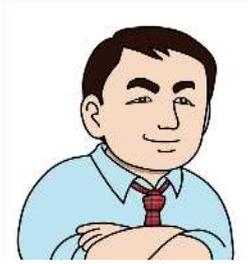
オンブズパーソンからのメッセージ

日本の子ども観 ～ 「子宝」という発想

宮 島 繁 成

子どもが支援の主体者になる

井 上 寿 美



日本の子ども観 ～「子宝」という発想

オンブズパーソン 宮島 繁成

「子どもの声は騒音か」

昨年 11 月の「AERA」という雑誌に「子どもの声は騒音か」という記事が掲載され話題になりました。12 月にはNHKで「子どもは社会の“迷惑”か!？」という特集番組も放映されました。新聞の読者投稿欄に、遠足途中の子どもが電車内で騒いでいることで引率教師を非難する意見が載っていたこともあります。

小学校や幼稚園、保育所などの児童施設と近隣との摩擦は以前からありましたが、「AERA」によると、裁判まで発展したケースがあるとのこと。この記事では住民の生活のストレスなどの要因も指摘されており、実際に暮らしている者にとっては切実な問題だろうとは思いますが。ただそれでもやはり、その中の保坂展人世田谷区長のコメント「子どもを「迷惑物」と考える社会に未来はない」に率直に共感せざるをえませんでした。

この後に万葉集と幕末・明治初期にかけての様子を紹介します。二つに連続性があるわけではなく、私も学問的な裏付けを持っているわけではありません。ただ、古くから私たちが持っていた子ども観がこの何十年かで大きく変わりつつあるような気がしてならないのです。

子らを思う歌

私は万葉集が好きです。もとはといえば国語の授業で無理矢理和歌を暗記させられたのが原因ですが。

秋きぬと 目にはさやかに見えねども 風の音にぞ おどろかれぬる

藤原敏行の古今和歌集の歌です。これも暗記させられました。高校時代、ラグビーの練習は夏がしんどいので早く涼しくなってほしいと毎日祈るような気持ちでした。そんな 9 月中旬、練習が終わって帰る途中、食堂の前を通ったとき、風が吹いてポプラが「バサバサ」と大きな音をたてました。その瞬間、私はこの歌の意味がわかりました。映像と音響が言葉とがっちりかみあったのです。それ以来和歌が好きになりました。

ところで、万葉集の代表的な歌人に山上憶良があります。前半生はよくわからないようですが、701 年に遣唐使として海を渡り、帰国後、721 年、東宮待講の一人とし

て皇太子（後の聖武天皇）の教育係を務め、その後筑前守に就任しました（726年）。そのころの歌に次の歌があります（長歌は省略）。

銀も金も玉も何せむに まされる宝子に しかめやも

だれもが知っている有名な歌です。金も銀もどんな価値があろうか、子ども以上の宝物はないという意味です。子どもを慈しむ素朴で吹き出るような感情は、1300年の年月を経た今も人の心を打ちます。この歌については、山上憶良の煩惱や屈折の感情が表現されたもので、単純に子どもへの賛美とは解釈できないという見解もあります。ただ、どのような解釈をとっても、当時、おそらく世界を見渡しても子どもへの思いをこれほど熱く語った文学はほかにないだろうと思います。

子どもの楽園

江戸末期から明治初期にかけて多くの外国人が日本を訪れました。彼らの書いたものが多数残っており、当時の様子をうかがい知ることができます。これについては渡辺京二『逝きし世の面影』（平凡社）に詳しくまとめられていますので、以下はこの本とオールコックの『大君の都』（岩波文庫）を参照・引用しています。

イギリス人オールコック（1809～97年）は、1859年に入国して後に公使となり江戸と横浜に駐在しました。長崎に上陸した彼は、街の様子を見てこう表現しました。「いたるところで、半身または全半身裸の子供の群れが、つまらぬことでわいわい騒いでいるのに出くわす」「まさしくここは子どもの楽園だ」。

次のような感想も述べています。「イギリスでは近代教育のために子供から奪われつつあるひとつの美点を、日本の子供たちはもっている」「すなわち日本の子供たちは自然の子であり、かれらの年齢にふさわしい娯楽を十分に楽しみ、大人ぶることがない」。

他にも多くの描写が残っています。

「街はほぼ完全に子どもたちのものだ」「この日本の子どもたちは、優しく控え目な振舞いといい、品のいい広い袖とひらひらする着物といい、見るものを魅了する」。（1889年に来日したエドウィン・アーノルド）

「日本ほど子供が、下層社会の子供さえ、注意深く取り扱われている国は少なく、ここでは小さな、ませた、小鬚をつけた子供たちが結構家族全体の暴君になっている」。（ネッター）

「私はこれほど自分の子どもに喜びをおぼえる人々を見たことがない。子どもを抱いたり背負ったり、歩くときは手を取り、子どもの遊戯を見つめたりそれに加わったり、たえず新しい玩具をくれてやり、野遊びや祭りに連れて行き、子どもがいないとしんから満足することがない」「毎朝六時ごろ、十二人か十四人の男たちが低い塀に腰を下して、それぞれ自分の腕に二歳にもならぬ子どもを抱いて、かわいがったり、一

緒に遊んだり、自分の子どもの体格と知恵を見せびらかしているのを見ていると大変面白い。その様子から判断すると、この朝の集りでは、子どもが主な話題となっているらしい。(イザベラ・バード、明治11年の日光での見聞)

「私は日本が子供の天国であることをくりかえさざるを得ない。世界中で日本ほど、子供が親切に取り扱われ、そして子供のために深い注意が払われる国はない。ニコニコしている所から判断すると、子供達は朝から晩まで幸福であるらしい。(モース)

日本人の幼児教育はルソーが『エミール』で主張するところとよく似ていると感じた人もいました。オランダの軍人カッテンディーケによると、「その愛情は身分の高下を問わず、どの家庭生活にもみなぎっている」。親は子どもの面倒をよく見るが、自由に遊ばせ、ほとんど素裸で路上をかけ回らせる。子どもがどんなにヤンチャでも、叱ったり懲らしたりしている有様を見たことがない。「彼らほど愉快で楽しそうな子供たちは他所では見られない」。

「子供は非常に美しく可愛く、六、七歳で道理をわきまえるほどすぐれた理解をもっている。しかしその良い子供でも、それを父や母に感謝する必要はない。なぜなら父母は子供を罰したり、教育したりしないからである」(長崎に居住していたイスパニア商人アビラ・ヒロン)

「注目すべきことに、この国ではどこでも子供をむち打つことはほとんどない。子供に対する禁止や不平の言葉は滅多に聞かれないし、家庭でも船でも子供を打つ、叩く、殴るといったことはほとんどなかった」(オランダ長崎商館のツェンペリ)

その当時の子どもは、少し成長すると子守りをする番にまわり、農作業などにも早くから従事していました。今より「子ども」である時間ははるかに短かったのですが、それでもそのわずかな「子ども」の時間はとても幸せだったに違いない、当時の情景を思い浮かべてそう思わざるをえません。

おわりに

「子宝」という言葉があります。われわれにはたいへん身近な言葉ですが、辞書を開いても英訳は見つかりません。

「子どもの権利」って何だろう、「権利」ってむずかしそう、めんどくさそう、そんなイメージを抱く人がいるかもしれません。しかし、子どもの権利を考え、願うということは、子どもを親や社会の宝物として扱うことにほかなりません。「子宝」という発想は日本社会のDNAとして、今も脈々と生き続けていると私は確信しています。

(みやじま・しげなり / 弁護士)

子どもが支援の主体者になる



オンブズパーソン 井上 寿美

はじめに一「新米です」から9か月

2012年4月から子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズ」とする。）として川西市に足を運ぶようになりました。就任してしばらくの間は、「新米です」と自己紹介していたように思います。しかし実態はどうであれ、そろそろこの言葉が通用しづらい時期になってきました。このような今、4月からの9か月余りで学んだことを振り返ってみたいと思います。

複雑な案件が多かった

子どもの人権オンブズパーソン制度（以下「オンブズパーソン」とする。）では、毎週1回、3人のオンブズと4人の相談員、専門員、事務局のメンバーで研究協議（ケース会議）が行われます。1つひとつの案件について、全員で知恵を出し、どのようにすれば子どもの最善の利益が実現できるのかを考えるための話し合いです。

研究協議に参加してまず思ったことは、予想していた以上に複雑な案件が多いことでした。たとえば子どもと学校の関係に「ひずみ」が生じている場合であっても、子どもと学校の関係調整だけでなく、親と学校の関係調整、また時には、子どもと親の関係調整が必要と感じられることもありました。そしてそれぞれの関係の「ひずみ」の背後には、個人主義や能力主義、成果主義等が横行し、子どももおとなも生きづらさを抱えていることが透けて見えました。子どもの姿は、その子どもが生きる「ひと・もの・こと」をめぐる多様な関係の網の目が集約的に現れたものであることを改めて痛感しました。

相談に来る人たちの幅は広い

予想していた以上に複雑な案件が多かったと感じられたのは、子どもをめぐる関係に「ひずみ」が生じるということを目くみていたからではありません。多様な関係の網の目を生きている子どもにとって、ただ1つの関係だけに「ひずみ」が生じるということの方がむしろ少ないでしょう。さまざまな関係が少しずつ不調をきたし、ある時ある1つの関係に、より「ひずみ」が生じることになる、というようなイメージでとらえてきました。

しかし同時に、オンブズパーソンに足を踏み入れる前は、多種多様な問題の渦中に

あり、最もオンブズパーソンの関わりが必要かもしれない子どもは、この制度をあまり利用できていないのではないかと、とも思っていました。なぜなら、保育所や幼稚園等で行われている地域子育て支援⁵にかかわりをもってきて、多種多様な問題の渦中にある人ほど、他者に助けを求めることが難しくなっていると感じてきたからです。おそらくこれまで生きてきた経験の中で、誰かに相談したり、援助を求めたりする必要があると感じ難い状況に陥ってしまったからでしょう。あるいはまた、誰かに助けを求めたいと思っても、他者を信頼しにくい状況に陥ってしまったからに違いありません。

就任する前は、オンブズパーソンに相談に来る人たちについて、保育所や幼稚園等における地域子育て支援のこのような利用実態をあてはめて想像していました。しかしその予想は見事に裏切られ、多くの複雑な案件と出会うことになりました。オンブズパーソンに相談に来る人たちの幅は、保育所や幼稚園等における地域子育て支援の利用者層の幅と比較して広いと言っても過言ではありません。

「大きなお世話」はいらない

オンブズパーソンでは、保育所や幼稚園等で行われている地域子育て支援ではつながり難くそうなタイプの子どもともつながりが作れています。ではなぜオンブズパーソンでは、それが可能となっているのでしょうか。地域子育て支援にアクセスすることとオンブズパーソンにアクセスすることを比較して考えたいと思います。

子育て支援は、その名の通り「支援」が目的です。したがって子育て支援にアクセスすれば、アクセスする側が望むと望まざるにかかわらず、子育て支援の対象者とされることとなります。子育て支援の対象者になることは窮屈感が伴うことです。なぜなら、子育て支援では、理想的な子育ての姿というものが予め想定されており、子育ての支援者はその方向に向けて対象者に働きかけることになるからです。

自ら支援が必要であると感じている人にとっては、このような働きかけは特に問題とならないかもしれませんが。しかし子育て支援の必要性を感じていない、あるいはまた子育て支援などされたくないと思っている人にとっては、甚だ迷惑なことであるに違いありません。なぜなら、支援者によって決められた理想的な子育ての姿に向けて変化するように努力せよと強いられることになるからです。

支援ということそれ自体が構造的に有している力関係のあやうさが十分に自覚されていないと、支援というのは、「善意」の押しつけとなり「大きなお世話」と化してしまいます。そして、誰かに相談したり、援助を求める必要があると感じ難い状況になっていたたり、誰かに助けを求めたいと思っても、他者を信頼し難い状況になっていたたり

⁵ 地域子育て支援とは、ここでは保育所や幼稚園等が、在園（所）していない地域の保護者に対して、親子の交流の場の提供や交流の促進、子育て等に関する相談や援助、子育て関連の情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等を行うことをさしています。

する人ほど、「善意」の押しつけや「大きなお世話」を敏感に見抜くことができるものです。

オンブズパーソンに相談に来る人たちの幅が、保育所や幼稚園等における地域子育て支援の利用者層のそれよりも広いということは、オンブズパーソンにアクセスしても、このような窮屈感が伴う支援の対象者にされるわけではないということが大きく関係しているのだと思います。

解決イメージを一緒に描く

地域子育て支援にアクセスした人は支援の対象者とされるのに対して、オンブズパーソンにアクセスした人は支援の対象者にされるわけではありません。では、オンブズパーソンでは子どもを支援の対象者とせずに、どのようにして問題解決を図っていくのでしょうか。またその際、子どもはどのような位置づけになるのでしょうか。

問題解決のプロセスについて、地域子育て支援とオンブズパーソンを比較して考えたいと思います。まず地域子育て支援の事例についてとりあげます。どうしても子どもにつらくあたってしまう母親がいたとしましょう。その母親は、地域子育て支援にアクセスして専門家に相談しました。その際、孤立した育児に原因があるということで、親子で集う子育て交流の場に参加するように勧められました。母親は週に3日、子育て交流の場に通い始めました。その結果、母親にも子どもにも友だちができ、母親の育児ストレスは軽減され、しだいに子どもにつらくあたることも少なくなってきました。

上記は、地域子育て支援にアクセスした母親が努力を怠らなかったので、支援者の考える理想的な子育ての姿へと変化していったことにより問題解決が可能となった事例といえます。支援者から子育て交流の場を紹介されても、もし母親がそこへ通うという努力をしなければ、相談したものの問題解決には至らなかったかもしれません。したがってこのような地域子育て支援の事例からは、アクセスした側を支援の対象者とすること、そして支援の対象者が、支援のめざすべき方向に向けて努力することこそが、問題解決において重要であると読み取ることができます。

ところがオンブズパーソンでは、子どもは支援の対象者になりません。オンブズパーソンを利用する子どもは、支援の「主体者」になるのだと思います。オンブズパーソンにアクセスすることになった、つらい思いをしていたり困っていたりする子どもは、オンブズパーソンで話をしながら、どうなりたいのか、どうなったらよいと思うのか、という解決イメージを描いていくことになります。オンブズパーソンが何よりも大切にするのはこの作業でしょう。オンブズパーソンのメンバー全員が、子どもと話をするわけではありません。しかし子どもと直接、話をしたメンバーが書いた記録や説明をもとにして、研究協議で話し合われることにより、結果として、その子ども

はオンブズパーソンのメンバー全員と一緒に解決イメージを描いていく経験をする
ことになるのだと思います。

この解決イメージが描かれて初めて、オンブズパーソンは、その実現のために関係
機関に働きかけたり、関係者に働きかけたりします。そしてその結果を受けて、また
解決イメージが描き直されていく。つまり、このような経験により、解決イメージを
描いた子どもは、解決イメージを描いたということにおいて、支援の対象者ではなく、
支援の主体者となります。このとき、子どもが支援の対象者にならない問題解決が
可能となっていくのです。なお、この解決イメージを描くのは 1 回限りではないこと、
解決イメージを何度も何度も描き直すことが許される場があることが、子どもが支援
の主体者になるということにおいて大切であることを最後に付け加えておきたいと思
います。

おわりに — それでも、相談に来る人たちの幅は限られている

2012 年 9 月、川西市内の高校に通う男子生徒が自ら命を絶ちました。彼は川西市
内で子ども時代を過ごしてきました。オンブズパーソンに相談に来る人たちの幅は、
地域子育て支援のそれと比較すると広いと言えますが、彼にとってオンブズパーソン
は遠い存在だったのでしょうか。子ども自身が声をあげることができなくても、保護
者はもとより、友だちから、先生から、地域の人からの声が子どもをオンブズパーソ
ンにつなげたケースもあるものの、それでもまだオンブズパーソンに相談に来る人た
ちの幅は限られているようです。

誰かに相談したり、援助を求める必要があると感じ難い状況に陥っていたり、誰か
に助けを求めたいと思っても、他者を信頼し難い状況に陥っていたりする人たちが、
安心して利用できるオンブズパーソンとなるにはどうすればよいのでしょうか。悩み
は続きます。

(いのうえ・ひさみ / 関西福祉大学講師)

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2012年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998)年 12 月 22 日
川西市条例 第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等(第 4 条 - 第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等(第 5 条 - 第 18 条)
- 第 4 章 補則(第 19 条 - 第 22 条)
- 付 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のう

ち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第 2 章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。

2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。

5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンズパーソンの責務)

第7条 オンズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンズパーソンは、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

4 オンズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに係るものであると認められる場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

4 前3項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図よう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を、公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行)

2012 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2012 年 12 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	浜田 寿美男	奈良女子大学名誉教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	宮島 繁成	弁護士(大阪弁護士会)
オンブズパーソン	井上 寿美	関西福祉大学講師
調査相談専門員(チーフ相談員)	新林 智子	市嘱託職員
調査相談専門員(相談員)	渡邊 充佳	市嘱託職員
同	村上 裕子	市嘱託職員
同	平野 裕子	市嘱託職員
調査相談専門員(専門員)	羽下 大信	京都橘大学教授
同	近松 典子	精神科医
同	田中 文子	(社)子ども情報研究センター所長
同	田中 俊英	特定非営利活動法人淡路プラッツ代表
同	生田 收	元川西市立中学校校長
同	池谷 博行	弁護士(大阪弁護士会)
同	森澤 範子	元調査相談専門員(相談員)
同	桜井 智恵子	大阪大谷大学教授

子どもオンブズ・レポート 2012

2013（平成 25）年 3 月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市市民生活部 人権推進室 人権推進課 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 072-740-1234 フリーダイヤル（市内）0120-197-505

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/

E-mail : kwex0002@ml.city.kawanishi.hyogo.jp
